

## 令和6年(2024年)第4回ニセコ町議会定例会

令和6年(2024年)6月19日(水曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 陳情第 1号 ニセコ町立小中学校の給食の無償化を求める陳情  
(総務常任委員会報告)
- 6 発議第 1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化  
を求める意見書案  
(提出者/ニセコ町議会議員 木下裕三)
- 7 報告第 1号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について
- 8 報告第 2号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について
- 9 報告第 3号 株式会社ニセコ雪森考舎経営状況の報告について
- 10 報告第 4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について
- 11 報告第 5号 令和5年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 12 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 13 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 14 承認第 3号 専決処分した事件の承認について  
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 15 承認第 4号 専決処分した事件の承認について  
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 16 議案第 1号 請負契約の締結について  
(ニセコ町定住促進住宅整備事業(設計・施工一括発注))
- 17 議案第 2号 ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 18 議案第 3号 ニセコ町地下水保全条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 19 議案第 4号 ニセコ町民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 20 議案第 5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について

(提案理由の説明)

21 議案第 6号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算

(提案理由の説明)

22 議案第 7号 令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算

(提案理由の説明)

○出席議員 (10名)

|           |            |
|-----------|------------|
| 1番 高瀬 浩 樹 | 2番 大野 幹 哉  |
| 3番 高木 直 良 | 4番 榊 原 龍 弥 |
| 5番 前原 孝 植 | 6番 小松 弘 幸  |
| 7番 斉藤 うめ子 | 8番 木下 裕 三  |
| 9番 篠原 正 男 | 10番 青羽 雄 士 |

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 町 長                 | 片 山 健 也   |
| 副 町 長               | 山 本 契 太   |
| 会 計 管 理 者           | 加 藤 紀 孝   |
| 総 務 課 長             | 福 村 一 広   |
| 総 務 課 参 事           | 森 玲 子     |
| 消 防 庁 舎 整 備 室 長     | 黒 瀧 敏 雄   |
| 防 災 専 門 官           | 青 田 康 二 郎 |
| 企 画 環 境 課 長         | 桜 井 幸 則   |
| 企 画 環 境 課 参 事       | 阿 南 孝 宏   |
| 税 務 課 長             | 鈴 木 健     |
| 町 民 生 活 課 長         | 富 永 匡     |
| 保 健 福 祉 課 長         | 重 森 省 宏   |
| 農 政 課 長             | 中 川 博 視   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長   | 長 田 陽 介   |
| 農 政 課 参 事           | 石 山 智     |
| 国 営 農 地 再 編 推 進 室 長 | 馬 淵 由 香   |
| 商 工 観 光 課 長         | 三 上 進     |
| 商 工 観 光 課 参 事       | 橋 本 啓 二   |
| 都 市 建 設 課 長         | 石 山 康 行   |
| 上 下 水 道 課 長         |           |

|           |         |
|-----------|---------|
| 総務係長      | 佐々木 一 茂 |
| 財政係長      | 浅井 理 登  |
| 教 育 長     | 片岡 辰 三  |
| 総合教育課長    | 淵野 伸 隆  |
| 総合教育課参事   | 阿部 信 幸  |
| こども未来課長   | 齊藤 徹    |
| 学校給食センター長 | 三橋 公 一  |
| 代表監査委員    | 佐竹 三 郎  |
| 農業委員会会長   | 荒木 隆 志  |

○出席事務局職員

|       |        |
|-------|--------|
| 事務局 長 | 高瀬 達 矢 |
| 書 記   | 佐藤 秀 美 |

◎開会の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回ニセコ町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、2番、大野幹哉君、3番、高木直良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの9日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ご異議なしと認めます。  
よって会期は本日から6月27日までの9日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、総務課参事、森玲子君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬淵由香君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、学校給食センター長、三橋公一君、こども未来課長、齋藤徹君、代表監査委員、佐竹三郎君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告4件と、神戸市在住の方から郵送によりガザ地区の即時停戦に関する意見書1件を受理しております。それらの内容は御手元に配付したとおりです。

次に、3月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○議長（青羽雄士君） これで行政報告は終わりました。

この際、議事の都合により時分まで休憩いたします。

○町長（片山健也君） おはようございます。第4回ニセコ町議会定例会にあたって、行政報告をさせていただきます。本定例会どうぞよろしく願いをいたします。

それでは行政報告書、1ページ目をおめくりいただきまして、総務課の関係でございます。上段がありますが1として、北海道町村会第78回定期総会と道庁幹部職員との懇談会が4月25日札幌で開催され、出席をしております。

中段であります3として、大学生の就職活動に関する勉強会が4月25日後志町村会主催で、株式会社クルートの方に来ていただいて新卒の採用の現状について報告をいただいております。現在北海道内この町村においても、新規採用職員が本当に入ってこないといひますかね、受験生が圧倒的に少ないと。一方で離職率が相当高いという実態があつて、後志町村会としても危機感を持って採用者の各種拡大といひますかね、そういうPRをしていこうということで、今回初めての勉強会を開始したところであります。

その下5として、羊蹄山麓町村長会議、記載のとおり行っております。

次に、2ページ目を御覧いただきまして上段であります5月24日羊蹄山麓町村長会議と羊蹄山麓町村議会正副議長会との合同勉強会ということで、地域公共交通の勉強会を始めて開催させていただきました。これは講師に名古屋大学大学院環境研究科教授の加藤博和先生にお越しいただき、地域公共交通の今後の在り方について勉強させていただいたところであります。加藤先生は愛知をはじめ、日本の公共交通の改革を実践され、多くの成果を上げられてきている先生でありまして、今後とも御指導いただきながら、地域公共交通の拡充に努めてまいりたいと考えているところであります。

その下、5月27日倶知安警察署長に対して、山菜取り等に関する遭難防止の啓発などについての要請を羊蹄山麓町村長全員が参加をして行っているところであります。

その下、6として、公益社団法人経済同友会2024年通常総会に御招待いただきましたので出席をしております。この中で会われた皆さんの多くから、「ニセコは物価が高い、食事もすごく高いとのテレビ報道がある。土地も大変高くて、もう日本人がなかなか行くところではない」というような発言を随分聞きました。ニセコ町においては、環境モデル都市あるいはSDGs未来都市として住民の暮らしを大事に考えてきておりますので、その辺の差別化された地域の正確な情報発信の必要性を

強く感じてもらったところでもあります。またそういった今回来た方におかれましては、ニセコ町のまちづくりの現状について御説明をさせていただいてきたところでございます。

その下7として、第326回札幌地方自治法研究会と札幌弁護士会自治政策研究会の合同研究会が4月13日北海道大学で開催され、出席をしております。御承知のとおり札幌地方自治法研究会自治基本条例プロジェクトにおいて判例研究等を行って、ニセコ町のまちづくり基本条例の法的基礎については専門家の皆さんの応援を得てつくったものでありまして、この私どものつくったまちづくり基本条例の第33条に「意見・要望・苦情等への対応のための期間」という項目がありまして、第33条は「町は町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ敏速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる」ということをうたっているところでもあります。この議論の中には様々な当時議論がありましたが、実際には基本条例の中にも苦情等という言い方をしておりまして、住民の皆さんは誠実に町に対して意見言うけれども、それを行政が苦情という処理をするのはおかしいのではないかという議論を当時随分して、苦情という言葉がなくそうということで1回外したときもあります。しかし、どうしても苦情の概念というのを整理できず、今回も基本条例の中に苦情という言葉が残ってきたわけでもあります。

この中で公共課題を解決するにあたって、私どもの町は情報公開条例含めて、個人情報に関わるもの、あるいは第三者の権利を侵害するもの以外は基本的に全て公開ということで、会議も公開する前提でこれまで進んでおります。しかしながら、例えば住民の中にあるいは団体の中に、そうは言っても町、自治体のほうで何か隠しているのではないか、あるいは出してない情報があるのではないか、あるいは我々が意図しない何かがあるのではないかというようなときに、行政が弁護士さんを雇って何かをしても、それは行政側に立った対応でしょってということが基本的に一般的には見られるのではないか。そういったときに、札幌弁護士会が弁護士会として中立機関として入る手だてはないだろうかということも20数年前から議論をしております、なかなかこれが組織化というか具体論としては入っていかないということが一方であります。

また2004年、平成16年法律第151号で裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律というものができておりまして、紛争にあたってはこれは主に民々の場合を想定しておりますが、第三者の専門的な知見を反映して紛争の事情に即した迅速な解決を図る手続としてこの法律ができています。それから紛争の当事者がその解決を図るにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とするということで、自治体の責務を書かれているところでありまして、一般的にはADR、裁判外争訟という紛争処理解決の仕組みを一般的にADRというふうに言っておりますけど、民々の場合は今そういった公益民間総合調停センターというのがありますが、行政と住民あるいは行政と団体というものはなかなかないので、札幌弁護士会の中にそういう組織を置くと北海道内の自治体でいろんな解決したときに、どちらかというとならぬ弁護士会というのは住民の視点に立って中に入って解決を図るといようなことができないかということも現在相談している。その最初のきっかけの合同研究会ということで出席をさせていただいたところでもあります。

今後札幌弁護士会とも協議をしながら、そういったものが適正にできれば行政の情報公開、あるい

は住民参加がさらに次のステージに行くのではないかと考えております。今後ともこういった取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

その下8として、竹尾ペーパーショーの開催の打合せということで、4月16日有島記念館で行っております。この夏に、竹尾ペーパーショーをニセコで開催いただくということが進んでおります。竹尾という会社自体は紙関係のところで知らない人はおらないというぐらい世界的に有名な会社でありまして、主な日本のパッケージの開発は、竹尾がやられているものがほとんどではないかというふうに思っております。

これまでイタリアのミラノであるとか東京でずっと開催してきたペーパーショーを、初めて今回地方で開催ということで、ニセコの有島記念館を選択いただいたということで、大変名誉なことだというふうに思っております。これのコーディネーターをしていただいている方が武蔵野美術大学造形学部基礎デザイン学科教授、あるいは日本デザインセンター代表取締役の原研哉先生でありまして、原研哉先生におかれましては、これまでもニセコのまちづくりに多大なアドバイスをいただいた方です。今回、こういった武雄ペーパーショーの開催にあたって、町として教育委員会とともに全面的な支援をして開催いただくこととしているところであります。

また7月21日には、原研哉先生と日本のデザイナー会でもトップである梅原真先生に来ていただいて、有島記念館でトークショーが行われるということになっております。海士町の「ないものはない」というポスターを見られたことがあるかと思いますが、梅原真先生はこのポスターをつくったり、日本では一時相当有名になりました乳頭温泉のポスターもつくられた方です。こういった皆さんにニセコへ来ていただいて、地の交流をしていただくというのは大変ありがたいことではないかというふうに考えているところであります。

その下9として、K I Uニセコキャンパス起工式ということで、学校法人京都インターナショナルユニバーシティが2025年4月、ニセコ町のビュープラザの南側であります。そこにK I Uアカデミーニセコ校を開校するということが現在進んでいるところであります。この学校は国際評価団体であるWASC・ACSIから認可を得ている京都校の教育モデルを用いて、国際人を生育する日英バイリンガルの国際教育を提供するということが進んでいるところであります。開校初年度の対象学年は初等部が1年から5年まで、日本の場合は小学校1年生から5年生相当、それから中等部が6年から8年ということで小学校6年から中2相当、それから高等部が9から10といって中3から高1相当の10学年で、一人ひとりの成長に応じた段階型の教育を実践するということが、これの校舎の着工に入るということでの起工式でありました。

次、3ページ目をおめぐりいただきまして中段の11、にっぽん子ども・子育て応援団結成15周年記念フォーラムで、ニセコの子育て関係について御説明をさせていただきました。「こどもまんなか社会」ということで、こども家庭庁を含めて進めていることに連動しながら、子ども政策を進めてまいりたいと考えているところであります。

その下13として、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会が行われ、各町村立高校の経営等について意見交換をさせていただいたところであります。

それからその下、部活動の地域移行に関する町村長への説明会が4月25日札幌でありました。こ

これは北海道教育委員会が各教育長あるいは教育委員会とは既に話を進めています、自治体の長である町村長・市町村長にも部活動移行についての認識を深めてほしいということで、北海道教育委員会主催で開催されたものであります。

その下 15 としてあそぶっくであります、NPO あそぶっくの会はこれまで学習交流センターの指定管理としてかなり活発にいろんな活動をいただいております、開会にあたって感謝の言葉を申してきたところであります。

次に 4 ページ目の中ほどであります 19 として、デジタルアメダスアプリ完成披露会ということで、気象庁が降雨の状況ですとか、こういった気象情報においてかなり細かいメッシュですね、例えばニセコだったら近藤地区のこの地番については線状降水帯を含めて雨がこのぐらい降るのではないとか、そういった気象予報のアプリを日本で北海道が先行してまずつくったということでの発表会であります。これはかなり精度も高いということでありますので、特に農業の方ですとか観光面でアウトドアをなさる方にとっては、このアメダスアプリは相当有効なものではないかということで、町としてもこれから PR に進めてまいりたいと考えているところであります。

その下 21 として、NISEKO HOKUSAI MANGA MUSEUM の協力依頼ということで、3 月 26 日記載の皆さんが来られて、葛飾北斎の作品の漫画展示施設の検討をニセコを中心として考えているということで、この構想への協力依頼ということでありました。詳細については今後詰めて、また協議をしていくということになっているところでございます。

次に 5 ページ目であります 22 として、新任国家公務員の令和 6 年度地方自治体実地体験の受入れということで、記載のとおり 4 名の各省庁のキャリア官僚総合職の方が勉強に来ているということであります。

その下 24 として、職員の採用についてということで 3 月 1 日に保育士 1 名、4 月 1 日採用で記載のとおり 3 名、4 月 1 日に民間からの執行ということで 1 名、記載のとおりとなっております。

その下に 26、曾我次子さんからのからの寄附ということで、100 万円の報告票をいただいたところであります。これは曾我家の集まりが先般曾我神社等で行われまして、その折にこれまで曾我子爵、次子さんはその末裔、子孫の方であります、曾我子爵の自画像の資料、自画像と資料の一部を有島記念館に展示しているということもあって、有島記念館関連のものへということで御寄附をいただいたところであります。

その下 27、土地の寄贈ということで、6 ページ目の上段まで記載しております。

28 として、町有財産の取得ということで、字有島の記載の場所につきまして北海信用金庫から土地開発基金にて先行取得をさせていただきました。慢性的住宅地不足に対応する一助として活用してまいりたいと考えております。

その下 29、石川県七尾市への被災地支援ということで、3 月 5 日から 3 月 15 日まで青田防災官をはじめとして 2 名の職員を派遣し、被災地支援にあたったところでございます。

その下 30 として、第 35 回泊地域防災協議会ということで、以下の泊原子力発電所の担当者会議等について、それぞれ 6 ページ目後段から 7 ページ上段まで記載のとおりとなっております。

次、消防庁舎整備室の関係であります、ニセコ町の消防庁舎建設技術協力会議等、記載のとおり



それぞれ開催をしているところであります。

次、8 ページ目、企画環境課の関係でございます。1 の (1) として、北海道新幹線と高速道路の建設促進について、北海道横断自動車道「ニセコ～蘭越間」新規事業化の要望等を4月8日に国土交通省について行ったところであります。(2) として、北海道新幹線並行在来線対策協議会第26回後志ブロック幹事会ということで、担当課長の会議が行われております。当町において現在バス会社との協議を継続中ということでありまして、何か大きな進展があったという報告はございませんでした。この中で、あわせて7月に首長が入る協議会を開催する予定であるという報告がありまして、この協議会においてどんな進捗状況かという具体的な話が出るのではないかというふうに期待をしているところであります。(3) として、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会、要望活動、あるいは自動車横断道についての期成会、要望活動、それぞれ記載のとおりとなっております。

次、9 ページ目2として、後志総合開発期成会の理事会・定期総会それぞれ記載のとおりとなっております。その下、小樽開発建設部をはじめ後志総合振興局に5月29日、それから北海道要望ということで札幌にある各関係機関へ記載のとおり5月31日に、私は商工観光の部の会長を仰せつかっておりますので、商工部会のほうで要請活動を行ったところであります。(5) 中央要望ということで、環境省・観光庁・総務省・経済産業省に、6月7日要望の伝達を行ってきたところであります。

次、飛んでいただきまして10 ページ、尻別川の連絡協議会等、記載のとおり各種会議へ行ってきたところであります。

10 ページ目の後段8として、鈴木直道北海道知事とのスクラムトークが5月21日、パークハイアットニセコ HANAZONO で開催されておりまして、羊蹄山麓7町村の首長と地域おこし協力隊各1名が参加をし、主には地域おこし協力隊の活動と地域活性化についての意見交換ということで、特に鈴木知事からは今住まわれている町村を選んだ理由ということを問われて、意見交換をされていることがメインでありました。

以下会議等記載のとおりとなっております。

次11 ページ目ですが10として、世界気候エネルギー首長誓約バッジ交付式ということで、気候変動に関する会議で私どものところは世界首長誓約というものに署名をしておりますので、席上コンプライアンスとバッジの交付をニセコ町が受けたということであります。この世界気候エネルギー首長誓約では、誓約した自治体が2年ごとに進捗状況を報告し、その段階に応じてのバッジが交付されているというような状況であります。このバッジはスケジュールどおり、きちっと脱炭素であるとか気候変動への適応ができるかということで、まず第1弾として宣言をした後、緩和に取り組んでいる場合は緩和バッジが提供されます。これはCO<sub>2</sub>の排出量の分析がされ、削減目標の設定があつて、計画策定が進んでいた段階で緩和バッジ、それから気候変動の適応のアセスメント、リスク管理ですとか目標設定が終わり、適応計画の策定が終わった段階で適応バッジ、そしてエネルギーアクセス、エネルギーの振興についての評価などが進んだ中でエネルギーアクセスバッジというのが交付されております。コンプライアントバッジというのは、緩和と適応のそれぞれの段階が全て完了した自治体に交付されるということで、モニタリング報告は2年に1回必ず継続していかなければならないということです。現在、日本ではコンプライアントバッジ取得は、ニセコ町含めて24の自

治体が提供されているところであります。私どもの環境モデル都市アクションプランがほぼこの流れの中で一致しておりますので、今後とも環境モデル都市アクションプランに基づいて、環境対策あるいは気候変動の適用を行っていくと考えております。この式場では、駐日欧州連合代表部のジャン・エリック・パケ大使から直接交付され、私どもの担当職員がニセコ町の取組について現状報告をさせていただいたところでございます。

その下 11 として、国際交流事業の実施状況ということで、ワールド・カフェ 2024 から記載のとおり、ニセコフレンズ間で国際交流推進協議会の活動等を行ってきたところであります。

次 12 ページ目ではありますが 12 として、地域公共交通改善事業の実施状況ということで、令和 5 年度のデマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

それからその下 13 として、ふるさとづくり寄付、あるいはふるさと住民票につきまして金額、あるいは 13 ページ目になりますが、地域別の寄付者と「ふるさと住民」の登録者数、記載のとおりとなっております。

14 として、現在企業版ふるさと納税につきまして、いろいろな関係企業に企業版ふるさと納税についての応援をお願いしておりまして、できるだけ多くの皆さんの共感を得て拡大を図ってまいりたいと思っています。5 年度分としては 3,350 万円、15 件の御寄付をいただいているところでございます。

その下 15 として、地域おこし協力隊の活動状況ということで、ニセコ町の地域課題の解決や定住人口の増加のほか、地域の維持活性化を図るため、地域協力隊員 29 名を現在任用しております。内訳は 3 年目の隊員が 10 人、2 年目が 13 人、新隊員が 6 人となっております、それぞれの組織で地域活動を行っていただいているところであります。

その下 16 として、集落支援員の活動状況ということで、継続 6 人、新規 8 人ということで計 14 人の皆さんにそれぞれの活動を頂いているところであります。

次、14 ページ目になりますが 17、ニセコ中央倉庫群指定管理状況ということで、中央倉庫群の利用状況、5 年度実績、あるいは 6 年度の状況について記載のとおりとなっております。

次に 15 ページ目ではありますが 18 として、ニセコミライ「分譲 B 棟と賃貸 A 棟」の起工式への参加ということで、4 月 17 日にニセコミライ地区で開催をされているところであります。

その下 19 として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況、記載のとおりとなっております。令和 5 年度は推奨事業メニュー 3,289 万 1,000 円、低所得者世帯支援分 1,902 万 1,000 円、合計 5,191 万 2,000 円が交付されている状況でございます。

その下 20 として、防災ラジオの配布、貸出し状況記載のとおりとなっております。

また、その下 21、町への意見問合せの対応件数について記載のとおりとなっております。

次 16 ページ 24 として、行政視察の受入状況について、記載のとおりとなっております。

その下中段 25 として、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社との包括連携協定の締結を 5 月 13 日札幌で行っております。町内の経済活性化に関する事項、あるいは町民向け知財教育コンテンツの拡充に関する事項、ニセコ町のブランディングの推進に関する事項ほか、こういったものに対してデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社の皆さんの知

見をいただきたいと考え、協定を結んだところでございます。

次 17 ページ目になります。税務課の関係であります。令和 5 年度分の町税収納状況、記載のとおりとなっております。町民税が 3 億 5,000 万、固定資産税が 5 億 4,800 万ということでありまして、令和 5 年度の町税収入は本町で初めて 10 億円を超える税収となっております。個人所得の増加に伴う町民税の増収と、全般的に伸びているというような状況でありまして、町税の収納率も税務職員の本当に懸命なる努力によって 99.5%を超える収納率を達成しているところであります。今後とも税の適正な執行に努めてまいりたいと考えているところであります。以下、詳細は記載のとおりでありますので、後ほどお読みいただければ幸いです。

次、18 ページ目 2 として、宿泊税の導入に関する作業の進捗状況ということで、宿泊税事業説明会を 4 月 22 日・23 日、合計 3 回それぞれ開催させておまして、今後も宿泊税の説明においてはパソコンを用いて実際の申告の事務作業を体験する機会として、7 月頃から順次開始をしていきたいというふうに考えているところであります。

3 として、北海道が導入を検討している宿泊税の対応については、4 月 19 日から始まって記載のとおりとなっておりますが、この内容につきましてはほぼ道庁による通告的な場であるというふうに理解をしております。5 月 23 日に北海道が意見募集をしたものに対してニセコ町として意見書をまとめ、ニセコ町名で提出をさせていただいたところでありまして、町のホームページも掲載をさせていただいたところであります。また、6 月 13 日道庁観光振興官にお会いをして、自治体の意見、町村の意見も少し聞いてほしいと。これまでのほとんどは通告であって、全く聞いてもらえる状況にはない説明会を行っているということのお話をして、やっぱりきちんと町村や道民の意見にも配慮してほしいという要請を行ってきたところであります。

次 19 ページ目であります。町民生活課の関係であります。1 として、ニセコ町民センターについて記載のとおりとなっております。(2) ニセコ町民センター使用料の過誤徴収の発生ということで、ニセコ町民センターにおいて条例で定められている暖房を伴う 10 月から 4 月の 1 時間当たりの基本料金の 130%額を徴収する際に、本来町民センターの条例では 1 円単位まで徴収すべきとなっているところ 10 円未満を切捨てて、1 時間当たりの基本料金の 5 円を過小徴収していたということが判明いたしました。令和元年以前の徴収については関係書類が破棄されているので算出不能となっておりますが、令和元年から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間で、研修室 3、研修室 4、研修室 5 で 1,514 件、過小の金額が 2 万 9,720 円ということになっております。過小徴収された使用料については追加徴収は行いませんが、今後他の条例と同様に条例を改正するとともに、こうしたことが起こらないようチェック体制を強化してまいりたいと考えております。誠に申し訳なく心からおわびを申し上げます。また、この条例につきましては条例改正を議会提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

その下 2 として、住民基本台帳ネットワークの運用についてということで、マイナンバーカードの交付を記載のとおり令和 6 年 4 月末で交付率が 81.5%となっております。

次 20 ページ目上段であります。3 として、個人情報漏洩事故の発生ということで、国外から転入した外国人で他町村に在住する同姓同名、同一国籍、同一生年月日の人物と誤って個人番号を紐づけ

し、誤りに気づかないまま個人番号入りの住民票を発行しておりました。発生日は令和5年11月11日で、この日に転入手続と同時に住民票の交付を行っております。本人が来庁して、令和6年2月29日に本人と違うということが発覚、この個人番号について発覚することとなりました。これにつきましては、直ちに本人への説明と交付した住民票の回収、それから関係市町村との連絡調整と住民基本台帳ネットワークの訂正処理を行い、令和6年3月21日に国の個人情報保護委員会への事故発生報告をしたところであります。この転入にあたっては、同姓同名、同一国籍、同一生年月日ということが事務上も全てが一致しているのは想定されなくて、これまで個人情報の番号はこういった3つの要件が合っていれば登録ということにしておりまして、多くの自治体ではこういうことをやってきたわけでありましたが、今回同姓同名、同一国籍、同一生年月日という全く同一の事案が発生したということで、国内における移動に関してはこの辺り十分本人確認を行うということ、それから国に対しては必ず転入には個人番号を持つことを義務づけるという要請をあわせて行っていきたいと考えているところであります。今回のこの件によって、何か人権的な損害であるとか何かはありませんでしたが、今後こういうことがないよう、これからも十分留意をしながら受付を進めてまいりたいと考えているところであります。

その下4として、一般廃棄物の処理状況につきまして、ごみの状況、記載のとおりとなっております。またその下(2)一般廃棄物最終処分場の状況、3月末日現在のことを記載しておりますが、この処理場については平成30年度から民間に委託するため処分場については埋立てを行っておらず、現在閉鎖・廃止に向けていろいろなことを進めております。早期に閉鎖をし、有効活用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

その下5として、行政推進員会議を5月17日、ニセコ町民センターで開催しております、令和6年度ニセコ町主要施策の概要説明等を行ったところであります。

その下6として、春のクリーン作戦の実施ということで、4月26日150名の皆さんに参加をいただいてクリーン作戦を実施しているところであります。

次21ページ目上段7として、交通安全運動の推進ということで、交通安全教室等記載のとおりとなっております。

その下8として、羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会について5月7日、あるいは9として、羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議が5月20日、それぞれ開催されております。また、この中でし尿の処理手数料につきましては、現行10リットル94円を10リットル126円というように32円増加することにしております。今し尿処理事業にあたられてる事業者の皆さんが、諸物価の高騰で経営も大変厳しいということですので、10月1日から料金を改定する予定で羊蹄山麓環境衛生組合議会に諮るということになっております。

その次10として、食品衛生関係につきまして、倶知安地方食品衛生協会の総会やニセコ支部の定時総会、記載のとおりとなっております。

次22ページ目上段11として、無料法律相談会ということで、記載のとおり開催をされております。

次、保健福祉の関係であります、1として、社会福祉委員（民生委員）会議が5月16日に開催

され、就学援助認定に係る助言等審査を行っております。

その下2として、ニセコハイツなどの入居状況、ニセコハイツ、きら里記載のとおりとなっております。

以下、各種団体・連合会等の総会が記載のとおり開催されております。

次23ページ目上段6として、令和5年度新型コロナウイルスワクチンの接種結果ということで、接種率等記載のとおりとなっております。

その下7として、各種健康診査の実施状況ということで、(1)の5歳児健診から(5)の1歳6か月・3歳児健康診査、あるいは8として、育児セミナーのことが記載のとおりとなっております。

次に14ページ目10として、エキノコックス症予防(駆除)対策ということで、ボランティア登録の皆さんの大変な御尽力におりまして、エキノコックス症予防のベイト散布が記載のとおり行われているところでございます。

また一つ飛んでいただきまして12として、任意予防接種助成事業に係る受診状況ということで、季節性インフルエンザの予防接種状況(1)として記載のとおり、それからおたふく風邪、帯状疱疹が記載のとおりとなっております。

13として、産後ケアの相談事業の状況、記載のとおりであります。

次、25ページ目16として、地域包括支援センターの運営状況(令和5年度実績)について、介護相談件数・訪問件数等記載のとおりとなっております。また、地域ケア会議・サービス調整も行っておりまして、(3)認知症初期集中支援事業として、チームとして12回の開催をして対応しているところであります。またその下(4)として、介護予防事業、それぞれ記載のとおり行っております。次26ページ目になりますが(6)家族介護支援事業(令和5年度実績)、それぞれ記載のとおりとなっております。その下(7)介護予防プランの作成ということで、介護予防支援について作成件数341件、介護予防ケアマネジメントについて作成件数325件ということになってございます。また後段であります(9)成年後見制度利用支援事業(令和5年度実績)におきましては町長申立ての相談件数2件ありまして、現在申立てに向けての準備作業を進めているところであります。(10)認知症のサポーター養成講座、記載のとおり開催しているところであります。次、27ページ目になりますが(11)として、配食サービスは応援する皆さんのおかげもありまして、記載のとおりとなっております。

またその下17として、ニセコ町価格高騰緊急支援給付金、5月末現在の状況であります(令和5年度住民税非課税世帯567世帯につきましては①は記載のとおり、②令和5年度住民税均等割のみの課税主体127世帯、それから③低所得者世帯子ども加算給付金は①と②の対象者のうち18歳以下の子どもを扶養する世帯で、63世帯子ども人数109人に対してそれぞれ記載の額の給付を行ったところでございます。

次、農政課の関係であります。1として、JAようていの通常総代会、4月10日倶知安町で開催されております。以下、家畜自主防疫対策会議、ニセコ町地域農業再生協議会の総会、それから28ページ目になりますが株式会社ニセコ雪森孝舎の取締役会が5月7日、有害鳥獣対策協議会が5月8日に開催されているところであります。

飛んでいただきまして8として、ニセコ町堆肥センターの運営状況、畜ふんあるいは堆肥の合計の状況、記載のとおりとなっております。

その下9として、明暗渠掘削特別対策事業の実施状況、申込み件数6件ということであります。

その下10として、農地等災害復旧単独事業の実施状況、決定状況2件ということに記載のとおりでございます。

次29ページ目になりますが、国営農地再編推進室の状況であります。農家の皆さんや農林水産省、あるいは北海道開発局小樽開発建設部をはじめ、農業関係機関の皆さんの大変な御尽力によりまして、1,490ヘクタールに及ぶニセコ町の国営農地緊急対策再編事業におきましては計画の80%を完了することができました。本年で90%を達成する見通しということで、農業所得の向上にも大きく貢献をしているのではないかとこのように考えております。今後とも予算確保と事業の適正な執行について、小樽開発建設部ニセコ事業所とも連携を図って進めてまいりたいと考えております。

次30ページ、商工観光課の関係であります。1として、令和5年度観光入込客数調査結果ということで、宿泊客延数につきましては記載のとおり3.2%の増というふうになっております。また、観光圏の状況についても記載のとおりとなっておりますが、トータルすると宿泊客の延数等についてはなかなか伸びていない状況も見てとれるかと思っております。令和5年度ニセコ町の外国人宿泊者数も記載しておりまして、外国人宿泊数の上位10か国、記載のとおりとなっておりますが、特にニセコ町においてはアメリカ等伸び率が大きくなっているなという状況かと思っております。

次31ページ目ではありますが2として、ニセコ観光圏の協議状況、記載のとおりとなっております。

(2) 令和6年度ニセコ観光圏協議会の通常総会が5月27日に開催され、終了後にあわせてニセコ観光局プロジェクト協議会の総会も開催されたところであります。

その下4として、株式会社ニセコリゾート観光協会取締役会、5として、株式会社キラットニセコ取締役会がそれぞれ開催されております。

次32ページ目ではありますが6として、令和5年度ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」の入館状況について記載のとおりとなっております。綺羅乃湯につきましては、設立から12万人の入館者目標ということで進めておりますが、今般15万5,000人という開業以来最大の入館者ということで、綺羅乃湯の皆さんの御尽力と御支援いただいている皆さんへ感謝を申し上げたいと思っております。

次に7として、後志観光連盟の理事会や通常総会、それぞれ記載のとおりとなっております。

33ページ上段8として、羊蹄山管理保全連絡協議会の総会が5月30日開催されております。

その下9として、第14回東京ニセコ会総会、5月19日開催されておりまして、議長にも御出席いただきましたが、ニセコ町観光大使の初代大使、林家木久扇氏にも来ていただいて、大変ユニークな挨拶をしていただいたところであります。ニセコ会の皆さんにおいては、役員においては全員ニセコ町観光大使として、名刺を持って東京の様々なPRを大使として活動いただいておりますことにも感謝を申し上げたいと思っております。

10として、ニセコ神社におきまして6月4日記載のとおりニセコ山開きが開催されているところであります。

その下11として、ニセコプロモーションボードの定時社員総会が5月30日開催されております。

また 12 として、ニセコ雪崩調査所、新谷暁生氏への観光庁長官感謝状の伝達式が 5 月 20 日ニセコ町役場で行われております。ニセコでの雪崩事故防止を目指すニセコルールの制定やニセコ雪崩情報の連日の発信など、滑り手の安全対策に長年取り組まれているニセコ雪崩調査所の新谷暁生氏に対して、観光庁高橋長官より感謝状が授与されたものであります。井上北海道運輸局長にニセコ町役場に来ていただいて執行され、新谷さんの長年の御努力に感謝を申し上げたというようなところでございます。

その下 13 として、ニセコアンヌプリ地区雪崩事故防止対策協議会担当者会議等、記載のとおりとなっております。

次 34 ページ目 14 として、商工業の振興ということで、ポイントカード（綺羅カード）による消費振興の取組状況、記載のとおりとなっております。お子さんがいる世帯に対して、一定程度の買物をするすると 5,000 ポイントを付与するというものでありまして、昨年度の実績はここに記載のとおりであります。新年度におきましては、500 ポイントをためることなく、5000 ポイントを付与するというもので、現在綺羅カード会員の皆さんと話し合いを進めているという状況であります。(2) 起業者等の支援事業ということで、記載のとおり新たに事業を始めようとする人や店舗拡張など、こういった皆さんに対する工事費の一部を助成する制度でありまして、これは商工会加入を条件とするとしておりまして、一定の成果があるのではないかと考えております。

その下 15 として、ニセコ町商工会の総会、あるいは女性部等の総会、記載のとおりとなっております。ニセコ町商工会におきましては、設立以来毎年最大の加入者数を更新しているという状況でございます。

35 ページ目おめくりいただきまして、ニセコ町の振興、まちづくり振興に大変御尽力いただいているニセコ町綺羅カード会の通常総会等記載のとおりとなっております。

16 として、SNS 活用セミナーの開催ということで、3 月 19 日ニセコ町民センターにおいてユーチューバーのマネジメントなどを行っている業界大手のUUUM社というところの小俣智徳氏に来ていただいて、ユーチューブをはじめ SNS の活用について勉強会を開かせていただいたところがあります。

その下 17 として、特定地域づくり事業協同組合制度勉強会の開催ということで、明治大学の小田切先生、これまでニセコで何度も講演いただいてまちづくりの在り方を御指導いただきましたが、特定地域づくり事業協同組合について御講演をいただき意見交換をさせていただいたところがあります。

その下 18 として、連携協定に基づく「1 日町長」×「タイミー」との共同での実施ということで、人手不足対策などに対応して、現在スキマバイトサービスを活用して雇用不足を補うということをやっておりますが、今般日本ではやったことないということでありましたので、1 日町長をやっただいて行政の御理解をいただくとともに、1 日町長として町内をヒアリングいただきレポートを提出していただいているところがあります。

36 ページ目 19 として、リクルート社と連携した学生滞在・提案プログラムの実施ということで、3 月 19 日から 21 日までリクルート社が実施している全国の大学生による地域課題解決プログラムの

実施がありました。ニセコ町の人材不足などの課題に対して約 50 人、9 チームから提案をいただいております。この中の優秀賞を取めたチームをニセコ町に招待して、実際に町に滞在をして地域おこし協力隊との交流をするなど課題解決策の検討を進め、改めてニセコ町に来てからの提案を頂いたというような内容のプログラムでございます。今後ともこうした若い皆さんが参加するプログラムは、多面的に実施していきたいと考えているところであります。

その下 20 として、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、記載のとおりとなっております。

(2) 通常総会が蘭越町で開催させていただいております、(3) 相談受付状況は記載のとおりとなっております。近年は SNS 等による被害相談と申しますか、そういうものが増加傾向にあるというようなことでございました。

その下 21 として、羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会総会が記載のとおり開催されている状況であります。

次 37 ページ目ではありますが、都市建設課の状況であります。1 として、4 月 22 日ニセコ町営住宅入居者選考委員会、記載のとおり開催されております。以下、北海道防災協会、全国道路利用者会議、あるいは道路整備促進期成同盟等の各種通常総会等が記載のとおりとなっております。

38 ページ目 7 として、命と暮らしを守る道づくり全国大会、8 として道路整備の要請活動を 5 月 15 日に各関係省庁等に行っているところであります。

また 9 として、第 26 回ニセコ町都市計画審議会の開催ということで、5 月 30 日ニセコ町役場で開催しております。

その下 10 として、国土利用計画法に基づく土地取引の状況、記載のとおりとなっております。

またその下 11 として、景観条例に基づく協議状況について、記載のとおりとなっております。

次 39 ページ目になりますが、農業委員会の関係でございます。1 として、農業労務賃金協定協議会の開催ということで、3 月 21 日開催され、それぞれの決定内容は記載のとおりでございます。

また、農業委員会の会長におかれましては、4 として北海道選出国會議員への要請集会等にも出席いただいているところであります。

次に 40 ページ目ではありますが、消防組合ニセコ支署の状況であります。1 として、消防記念日招集訓練が 3 月 8 日に行われております。

以下、団員研修等を記載のとおりとなっております。中段下のほうではありますが、4 として羊蹄山麓消防組合議会定例会が 3 月 21 日倶知安で開催されております。

また 5 として、消防団の幹部会議が 4 月 5 日に、それから 6 として、ニセコ町女性防火クラブが 4 月 10 日、それから 7 として 4 月 20 日には春の火災予防運動に伴う防火啓発活動等が行われております。

以下記載のとおり各種会議を行っておりますが、10 としてニセコ町少年消防クラブ、5 月 25 日に結成式が行われているところです。

その下 11 として、消防避難訓練指導ということで、記載のとおり 42 ページ目までそれぞれ開催させていただいているところであります。



その下 12 として、救急救命の講習をそれぞれ行っております。

13 として、災害出動におけるニセコ支署の出動状況、山岳救助出動から火災出動、警戒出動、それから救助出動等記載のとおりとなっております。

43 ページ目 14 として、ニセコ救急の出動先別出場状況について、それぞれ記載のとおりとなっております。

また 44 ページ以降につきましては、委託業務と工事の状況を記載しておりますので、後ほど御覧賜ればありがたいと思います。

以上をもちまして、令和 4 年ニセコ町議会定例会にあたっての行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これで行政報告は終わりました。

次に、教育長、片岡辰雄君。

○教育長（片岡辰三君） おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第 4 回ニセコ町議会定例会におきまして、教育行政報告をさせていただきます。

御手元の 1 ページ目を御覧ください。まず大きな 1、教育委員会の活動についてでございます。

(1) ①令和 6 年第 3 回臨時会ということで、3 月 20 日開催してございます。報告内容につきましては、町立学校教職員等の人事異動、会計年度任用職員等の任用、教育費予算の補正など年度末に関わる関連するようなことが、以下記載されてございます。議案につきましては、教育関係施設等の整備計画、新たに設置した教育専門官取扱規則の制定、それからニセコ町立学校の管理規則の一部改正、それから第三子以降学校給食費免除実施要項の一部改正、これにつきましては新年度から第二子から免除を対象にするというようなことに関わって改正したところでございます。協議事項につきましては、北海道立北海道ニセコ高等学校の課程等の改定についてということで、先般議員の皆様にも御説明させていただいておりますけど、定時制から全日制にということで協議いただき、了承をいただいたところでございます。

②第 4 回定例会、5 月 20 日開催。報告事項につきましても年度当初ということで、会計年度任用職員の任用、教育費予算の補正、教育委員会組織改編に係る関係規則等の改正など、そこに記載の状況になってございます。議案につきましては、要保護及び準要保護児童生徒の認定、第 4 地区教科書採択、教育委員会協議会委員の選任、これにつきましては今年度中学校の教科書採択の年度にあたります。なお昨年度、小学校の教科書採択に関わってございます。以下、関連する委嘱等、任命等は実施されてございます。なお最後にですね、北海道ニセコ高等学校の計画の変更につきましては、4 月 19 日公立高等学校配置計画の地域別検討協議会で提出案が出されたということについての報告、最終的には 9 月に決定になるというようなことのお話をさせていただいたところでございます。

③教育委員による学校訪問につきましては、前期として 5 月 17・20 日の 2 回に分けて、それぞれ各学校訪問し、校長等による説明、授業参観、意見交換をしたところでございます。(2) として、6 年度の第 1 回後志管内市町村教育委員会教育長会議、これは後志教育局が主催ということで、4 月 10 日に今年度にあたって当面する教育に関する諸課題等について、指示連絡を受けたところでございます。

次に2ページに行きまして(3)として、後志町村教育委員会協議会教育長部会第1回協議会につきましては、さっきの教育長会議終了後に引き続き開催したところでございます。こちらのほうは教育長部会主催ということで、内容等につきましては5年度の活動報告、6年度の活動計画、教育長部会構成、役員選出等についてが協議されたところでございます。

(4)として、令和6年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が4月19日オンラインで開催されてございます。公立学校の高校配置計画の概要、そして具体的には生徒から選ばれる高校づくりについてという資料提供等の説明がございました。参加につきましては教育長、高等学校小中学校校長、そしてそれぞれ高校中学校のPTAということになってございます。

(5)として、北海道教育委員会との事務打合せということで、高校改革が現在進んでいる中で具体的に担当課等に出向いて、具体的なスケジュール感ですとかそういったことを相談、協議して進めてきているところでございます。

(6)の後志中地区教育支援協議会(教育長会議)につきましては、5月15日近年特別支援を必要とする児童生徒が増えているというようなことで、中地区での具体的な事業計画等について協議したところでございます。

(7)として、後志町村教育委員協議会教育長部会第2回協議会が、5月23日教科書採択に関わって開催されてございます。

(8)として、大学等との連携ということで、3月28日神戸大学大学院国際文化学研究科と町との連携協定が締結されてございます。ニセコ高校との連携交流、人材育成が主な内容でございます。神戸大学からは、大学院国際文化研究課長、町長、教育長、ほか関係者が出て協定をしてございます。

次のページをおめくりください。小樽商科大学との打合せということですが、小樽商科大学とはずっと継続して連携し協定しているところでございます。さらに、具体的なオンライン事業等の展開に向けてということで、小樽商科大学のサテライトオフィスということで高校内にそういう場を設置して、幅広く町民の方も今後参加できるような体制づくりを目指して協議を進めているところでございます。

大きな2、学校教育の推進でございます。

(1)として学校運営につきましては、卒業式を記載のとおり開催してございます。入園式につきましても4月に記載の日程で開催してございます。③として転入教職員辞令交付式につきましては4月4日に、今年度は転入者総勢22名の職員ということで昨年よりは結構多い人数の異動がございません。参観日公開事業につきましては、記載の日程で開催されてございます。高校のほうの6月8日につきましては、一般町民向けにもチラシ等で御案内して多くの方に参加いただいたというふう聞いてございます。学校行事関係につきましては、中学校が5月14日から16日に関東方面へ修学旅行に行つてございます。会議・研修につきましては、校長会議が記載のとおりの日時に、特に学校経営に関する協議・情報交流ということで開催してございます。教頭会議につきましても、記載の日時等に具体的な学校運営に関する協議・情報交流をしたところでございます。令和6年度全国学力学習状況調査につきましては、4月18日に小学校は6年生、中学校は3年生、国語と算数・数学を2教科実施したところでございます。なお結果につきましては例年11月頃に公表される予定です。

(2) の児童生徒の状況につきましては、そこに記載の就学援助費の認定について記載の数となっております。在籍状況一覧につきましては、6月1日現在の状況で表のとおりでございます。次に5ページをおめくりください。特別支援教育を要する児童生徒の指導体制ということで、道教委等から特別支援教室として道費のところに6名の先生方の配置がされてございます。町費としての特別支援講師は6名の先生方を配置しているところでございます。

(3) につきましては、ニセコスタイルの教育につきまして、コミュニティスクール委員会が3月7日開催されてございます。5年度の活動報告と学校評価についてということでございます。4月26日には実際の運営方針についての意見交流とその運営方針の承認ということで開催されてございます。

(4) としまして、第1回第4地区教科書採択教育委員会協議会が5月23日開催され、7年度に使用する中学校の教科書の採択手続、それから先生方に調査委員としての委員の選任を行ったところでございます。

(5) の学校保健につきましては、記載の項目について記載の日時等にそれぞれ実施しているところでございます。

6ページをお開きください。(6) として、ニセコ高校につきましては今年度出願者が多く、定員40名入学したところでございます。留学生が1年生に、3年生に編入学生がございまして、40名入学したところですが、1年生で1名、実際のニセコ高校は学校改革がかなり進んでいて、そういった改革の中身を十分理解しないでこれまでのようなニセコ高校というイメージで入学したけれども、自分と合わない、ミスマッチというようなことで退学したというふうに報告を受けてございます。7ページのほうへお願いします。④入寮状況ですけれども、6月1日現在につきましては、そこに記載の人数、1年生が22名、2年生が4名、3年生が9名ということで、今年度36名入るように6名改修して定員を増やしたところでございます。この状況で来年度いきますと、3年生が9名卒業して、また1年生22名程度入学するとなると、35名から9名引いて22名足すと48というような状況になって、来年度定数を10名以上超えてしまうという状況で、急遽7年度の対応が必要なるというような状況になってございます。⑤校内意見発表大会が記載の日時で発表されまして、最優秀の工藤さんが北海道大会のほうに出場ということでございます。⑥各種大会参加状況ですけれども、記載のとおり全道大会が開催されてございます。新聞等で御承知の議員の皆様いらっしゃると思いますが、卓球とバレーボールが全国大会へ、それから柔道も個人出場で全道大会の資格を得たというような報告を受けてございます。

続きまして8ページ、(7) として、学校給食センター関係ですけれども、今年度から第2子以降学校給食費免除ということで動き出しました。実際の申請で決定等につきましては、該当する児童生徒数が173名ということで、援助金額につきましては前年度33人に対して166万円程度が、今年度約900万円ぐらいに増加しているという状況でございます。

大きな3として、子育て支援、幼児教育・保育の推進状況。

(1) 子育て支援等につきましては、①のところは特に5月連休前後の休日、幼児センター休園ということで、NPO法人ニセコ未来サポート隊に業務を委託して、休日の預かり保育を実施していた

だいたところでございます。②こども環境学会 20 周年記念全国大会への参加と自治体施策賞の受賞ということで、6 月 1 日に建築会館で公益社団法人こども環境学会が実施する第 19 回こども環境学会賞表彰式への出席ということで、記念シンポジウムのほうに町長が登壇しております。実際にニセコ町のこれまでの取組に対し、特にまちづくりへの参加の取組を実施している子ども議会・子どもまちづくり委員会の成果・CFCI の推進・18 歳までの医療費完全無償化などの取組が、子ども環境に寄与する行政施策として評価され、「自治体施策賞」を受賞しているところでございます。③ファミリーサポートセンター利用状況につきましては表のとおりでございますが、前年度に比べ利用者数は増えてございます。実績としてはそんなに多くはありませんけれども、定着はしてきているというふうに考えております。

(2) として、幼児センター関係につきましては、①②にそれぞれ記載の行事等が行われております。フッ化物洗口につきましては 5 歳児 20 人、4 歳児 29 人が参加しているところでございます。それから、③入園児童の状況でございますけれども、そこに記載の 141 名が現在通っているところでございます。④預かり保育の状況につきましては、表に記載のとおりでございます。

(3) 子育て支援センター関係につきましては、登録者は記載の 33 世帯 38 名ということで、①子育て支援センター利用状況につきましては表のとおりでございます。また、②③の利用状況につきましては記載のとおりでございます。

11 ページをおめくりください。(4) として、放課後事業関係ですけれども、①ニセコこども館の入所状況は記載のとおりになってございます。②放課後子ども教室につきましては、登録者はトータル 67 名ということで、今年度 5 月 13 日から春の 3 月 21 までを開催期間としてございます。昨年度から週 2 回の月金開催ということで、特に昨年は近藤小学校の児童生徒が通いにくいということでスクールバスの時間を改正し、児童生徒が通いやすくなるよう改善をしたところでございます。

次に大きな 4、社会教育・社会体育の推進についてでございます。

(1) 社会教育活動につきましては、第 3 回社会教育委員会議が 3 月 5 日開催されて、後年度の活動報告と 6 年度の活動計画について協議をしたところでございます。次に 12 ページをおめくりください。②少年体験事業につきましては、ニセコみらいラボとしてミニチャレンジが小学 3、4 年生対象に記載の日時、内容等で開催されてございます。リーダー研修については小学校 5 年生を対象に開催してございます。③寿大学ですけれど、運営委員会を 3 月 8 日、5 年度の活動報告と 6 年度の活動計画について、また、3 月の学習会及び閉校式につきましては講話として落語「笑いは智から」ということで、ときどき落語家 月の輪熊八氏をお招きして開催したところでございます。4 月の学習会、自治会総会等につきましては、4 月 19 日開校式による学長講話という形で教育長のほうから講話してございます。それから 5 月の学習会につきましては、幼児との交流ということで幼児センターを会場に開催してございます。

13 ページをお開きください。(2) 文化・図書活動としまして、有島記念館事業につきましては、有島記念館移動パネル展を 3 月 14・15 日に札幌駅前地下歩行空間で実施してございます。来場者が 5,597 名ということで、多くの方が立ち寄られたというふうに聞いてございます。映画上映会、ギター×詩の朗読×墨書ライブ等が開催されているところでございます。②有島記念館事業利用者状況

としまして、5年度と4年度の比較ということで5年度につきましては、コロナも完全にあけて来場者が増えてきているという状況でございます。14ページをおめくりください。③学習交流センター「あそぶっく」の5年度の利用状況ということで、各月ごとの利用状況等について一括表に掲載しているとおりでございます。④としてあそぶっくの活動状況につきまして、5年度のまとめということで多くの事業を開催し、多くの方に御参加をいただいているということで、大変感謝をしたいところでございます。15ページのほうに渡りましても事業を掲載してございます。⑤ニセコ町文化協会活動状況につきましては、4月25日役員会、5月24日総会ということで11団体に参加をしていただきまして、5年度の事業報告と6年度の事業計画、役員改選等を協議したところでございます。

16ページをおめくりください。(3)社会体育・スポーツ活動ということで、夜間スキー・スノーボード教室3月7、12日開催しました。特に今回はですね、子どもスキーフェスティバルがバスを都合できなかったということで中止せざるを得なかったということで、その代替案として追加で開催し、39名の参加を得たところでございます。②スキーリフト等の助成事業の実施状況、昨年度は満4歳以上も有料となったということで、それに合わせて町としても4歳以上の未就学児童についても補助対象としたところでございます。具体的利用数としましてはシーズン券の引換券が301枚、1日券が児童生徒用332枚、保護者用88枚、未就学児用132枚というような結果でございます。③ニセコ町スポーツ推進委員会議が4月25日開催されてございます。④第17回ふれあい町民運動会の監督・主将会議が5月2日開催され、8チーム10名の方に参加をいただいたところでございます。⑤ニセコ町運動公園開幕スポーツ大会が5月26日実施され、野球のほうは3チームが参加し、優勝がタモーズ、それからパークゴルフのほうは参加14名、男性の優勝が岩上さん、女性の優勝が渡辺さんという結果でございました。次17ページをおめくりいただきまして⑥ニセコ町体育協会活動状況ということで、役員会が5月10日開催されてございます。表彰式が5月27日ニセコ町民センターで行われ、特に5年度のスポーツ少年団の表彰ということで、これまでの指導に対する御尽力に対してですね、片岡直人さん、依田智樹さんが表彰されてございます。それから5年度のニセコ町体育協会の表彰として、スポーツ栄誉賞に藤村君と岡田君が表彰され、以下記載の方々が表彰されてございます。また、これまでのバレーボール指導の実績ということで、依田さんには感謝状を贈呈したところでございます。引き続き評議委員会も開催されたということでございます。⑦ニセコマラソンフェスティバルですけれども、3月21日第1回実行委員会を立ち上げて、第2回が5月28日開催ということで9月の開催に向けて準備を着々と進めているところでございます。⑧として今後の令和6年度の町民対象スポーツ行事の予定ということで、7月7日第17回ふれあい町民運動会、7月28日第50回全町ソフトボール大会、それから9月15日第42回ニセコマラソンフェスティバル、11月24日第45回全町9人制バレーボール大会の開催を予定しているところでございます。

以上をもちまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） これで教育行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 陳情第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、陳情第1号 ニセコ町立小中学校の給食の無償化を求める陳情の

件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、小松弘幸君。

○総務常任委員長（小松弘幸君） 令和6年3月6日の本会議において当委員会に付託されました陳情第1号 ニセコ町立小中学校の給食の無償化を求める陳情に関して、3月7日及び4月16日の2回にわたり、全員出席のもと総務常任委員会を開催し慎重審議しましたので、結果を報告します。

子育て世代への経済的な負担軽減を求める声が高まっていることを踏まえ、学校給食を無償化した自治体が近年増えている。給食は義務教育の一環であり、本来は国の責任で進めるべきであるが、国の方策が講じられるまで先行して支援を実施すべきと考えます。よって、陳情第1号 ニセコ町立小中学校の給食の無償化を求める陳情の件は願意を妥当と認め、採択すべきものと決しました。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、陳情第1号 ニセコ町立小中学校の給食の無償化を求める陳情についての委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、陳情第1号 ニセコ町立小中学校の給食の無償化を求める陳情の件を採決します。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとするに決しました。

#### ◎日程第6 発議第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第6、発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○8番（木下裕三君） 日程第6、発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について。提案理由を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止や林産物の供給など多面的機能の発揮が期待されており、森林資源の循環利用の確立が急務となっています。

ニセコ町では2021年にニセコ町森林ビジョンを策定し、昨年3月にはこのビジョン推進の牽引調整役となる機関として株式会社雪森考舎を設立し、域内経済や資源の循環向上に向けて取り組んでいます。

将来の世代に森林を引継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災、減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。これらを国に強く要望するため、地方自治法第99条の規定による意見書案を提出するものです。

よろしく御審議お願いします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

#### ◎日程第7 報告第1号から日程第9 報告第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、報告第1号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての件から、日程第9、報告第3号 株式会社ニセコ雪森孝舎経営状況の報告についての件まで、3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは本日よろしくお願いいいたします。まずファイルタイトルの005、第4回ニセコ町議会定例会議案の2ページをお開きいただきたいと存じます。

日程第17、報告第1号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社キラットニセコの令和5年度経営状況について別紙のとおり報告する。

令和6年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

めくっていただきまして3ページを御覧いただきたいと存じます。まず、令和5年度の事業経過報告、1総括でございます。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯は平成13年6月1日のオープン以来22年を迎えました。指定管理者としては令和2年4月1日から6期目の19年に入っております。当期はコロナの5類移行による国内移動の需要の回復で、開業以来初の料金改定を行ったものの、入館者は過去最高となる15万5,667人となりました。

4ページをお開きいただきたいと存じます。2売上げでございますが、全体で8,687万2,000円。対前年比120.1%、こちらについても過去最高となりました。

3経費についてですが、販売管理費及び一般管理費は7,286万3,000円。この経費の部分について、今年度はスタッフの賃上げにつきましても実施することができたということでございます。

それから5ページの中ほどでございますが収益事業報告でございます。

1入館使用料から6ページの6委託収入まで、柱となる売上げの紹介を報告しているというところでございます。

次に6ページ中ほどから7ページ上段につきましては、ニセコ町の予算による改修工事などの内容を記載してございます。ニセコ町の予算による改修につきましては、総額で913万円ほどの実績となっております。

続いて7ページ中段でございますが、イベント・キャンペーンの関係でございます。綺羅乃湯におけるイベント・キャンペーンの実施は集客増につながる大切な取組となっておりますが、コロナ禍が空け、様々なイベントが復活しているというところでございます。

9ページは売上実績表でございます。

それから10ページは貸借対照表でございます。貸借対照表の一番下、資産の部合計、それから負債及び純資産の部合計ともに、前年比304万1,913円増の3,144万4,559円となりました。

続きまして11ページ、損益計算書でございます。昨年までのコロナ禍の支援がないものの、それを補う売上げの大幅増で前年比1,457万7,000円増の8,687万2,767円となり、当期利益につきましては最終的に税引き後155万1,860円の黒字決算となっております。

12ページ、販売費及び一般管理費の合計でございますが7,286万3,588円。内訳ですけれども、大きく前年と比べて増加したものとしては、給料手当で約441万2,000円。その二つ下、法定福利費53万円、これ給与等の増額による社会保険料の増額という部分でございます。それから下から七つ目、入館者増と電気などの単価増によります光熱水費が90万9,000円ほど増加しております。

続きまして13ページ、株主資本等変動計算書でございますけれども、純資産は今期の利益が115万1,860円増となりましたので、期末におきまして1,834万2,729円となっております。

15ページに飛んでいただきまして、3月31日現在の役員・従業員数、組織図ということで記載をしてございます。

16ページからにつきましては、令和6年度の事業計画及び収支予算でございます。令和6年度につきましても開業以来のモットーである「安心・安全・清潔な施設」の運営を心がけ、町民の健康増進や交流の場となるよう取り組むとさせていただきます。下段の事業計画でございますが、1売上げ向上として①入館者数増加に向け館内店舗との相乗効果を図るというところから、17ページ⑤綺羅乃湯



オリジナル商品の展開まで5つの柱を掲げているというところでございます。

次に、同じページの中段、2 衛生管理の保持と更なる向上として、綺羅乃湯は利用者から長年支持をされておりますが、清潔感を保持するというための取組を進める旨が記載してございます。

3 設備の投資及び管理から5 ニセコ町予算にて行う綺羅乃湯改修工事については、18 ページにかけて記載のとおりとなっているものでございます。

19 ページは令和6年度の収支予算でございますが、今期の利益は154万5,000円としているというところでございます。

報告第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、20 ページになります。

日程第8、報告第2号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社ニセコリゾート観光協会の令和5年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和6年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

21 ページを御覧いただきたいと思えます。1 事業報告でございます。令和5年度の観光入込客数は上期で66万人と、コロナ禍前の令和2年度と比較して17.4%のマイナスということでございます。そういうことで上期についてはコロナ禍前には至っておりません。ただ、下期においてはスキー客の回復が顕著に見られました。上期の落ち込み要因につきましては、昨年度までの各種旅行支援の完了の影響が大きいと考えられるとしてございます。

21 ページ、(2) 観光協会の営業概況について、当期純利益は556万円の黒字で終わりました。観光協会はビュープラザを拠点とする本社事業部に3グループ、ラジオ局に放送事業部1グループと計4つのグループで事業展開をしてございます。

まず22 ページ、本社事業部の営業概況でございます。令和5年度の取組として、事業部ごとの説明については1) 受入環境の整備・推進から、2) グリーンシーズンの活性化や飲食・体験消費の推進、3) ニセコ町のサステイナブルツーリズムや観光教育の推進、4) の観光協会の体制強化、これらの取組をいたしました。なお具体的な取組はこちらに記載したとおりでございます。

次に放送事業部の営業概況ということでございますが、開局から12年目を迎え、さらなる番組の充実に向けておるところでございます。1) 2023年度の放送業務では「聞くだけじゃない出るラジオ」をモットーに、ニセコ町民を中心に400名以上の出演をいただいたところでございます。自主番組の内容とその比率については表に記載したとおりでございます。

25 ページにお進みいただきまして、2 決算及び監査報告でございます。

26 ページ、貸借対照表は資産の部、負債及び純資産の部の合計が前年比16万5,432円減額の8,470万9,351円となりました。27 ページにお進みいただき損益計算書でございますけれども、令和5年度は売上高が2億4,333万6,952円でございます。売上げ原価を差し引いた売上げ総利益は9,601万1,193円。これから販売管理費及び一般管理費を差引き、主にGSDC事業の推進やラジオ運営に対する補助金等を含む営業外収益を加えるなどし、最終的には556万2,933円の利益という結果でございます。

続きまして、28 ページでございます。販売管理費及び一般管理費でございますが、合計で前年度比 144 万 6,140 円増の 9,936 万 1,309 円という結果になりました。

29 ページでございます。株主資本等変動計算書でございます。期首の純資産が 5,934 万 7,845 円、これに当期の純損益 556 万 2,933 円を加えまして、期末の純資産は 6,491 万 778 円となっております。

29 ページ下の個別注記表、30 ページから 35 ページにかけましては参考資料として、ニセコリゾート観光協会の本社事業分と放送事業分のおおのの貸借対照表、それから損益計算書、販売費及び一般管理費を掲載してございます。これにつきましては、本社事業部と放送事業部の経理内容の透明性確保のために参考までにといいことで御報告をしているところでございます。

36 ページにお進みいただきまして、4 月 1 日現在での役員名簿及び従業員数でございます。

37 ページ、事業計画でございます。まず本社事業分ですが、特産品販売、旅行事業、事業受託を収益の柱としつつ、令和 6 年度も①受入環境整備の推進から、④観光協会の体制強化についての取組をまいります。38 ページ、本社事業分の予算、こちらは記載のとおりでございますが、最終経常利益は 65 万 3,000 円余りと予定しているところでございます。

39 ページ、放送事業部でございますが、本年度もさらなる番組の充実とともに番組制作にあたっては、今ニセコで何が起きているかを伝えるラジオ、それからニセコの絆を深めるラジオ、ニセコライフを楽しくするラジオ、これらをコンセプトに事業を継続してまいります。40 ページの予算でございますが、今期の純利益は 6,000 円余りと予定しているところでございます。

報告第 2 号に関する説明は以上でございます。

続きまして 41 ページでございます。

日程第 9、報告第 3 号 株式会社ニセコ雪森孝舎経営状況の報告について。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により株式会社ニセコ雪森孝舎経営状況の令和 5 年度経営状況について、別紙のとおり報告をする。

令和 6 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

43 ページをお開きいただきたいと存じます。事業報告でございます。

1-1 総括でございますが、まず当初事業年度を 7 月から 6 月ということで開始いたしました、事業遂行の円滑化のために 4 月から 3 月という形に変更いたしました。このため事業関連の数値は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の 9 か月間のものとなっております。第 2 期は当初設定した事業領域をもとに事業構築及び運営を行い、同時にニーズや実行可能性、必要リソースの把握を行った結果、目指すべき事業領域を森林整備の総合ガイド、木材活用の総合ガイドの 2 つの領域に分け、その下に森林関連業務の需要需給整備事業、森林関係事業者サポート事業、木材活用事業、森林空間利活用事業ニセコ森林高付加価値化事業、林務代行業業の 6 つを設定いたしました。これにより、既存事業を継続しつつ事業内容を具体化し、新規サービスも加えまして、下記の図 1-1 のとおり事業を一新してございます。事業運営においては、町内外様々の方から森・木材に関する相談をいただきました。また、町産木材をニセコ町内事業者に使っていただいたり、それから樹木の伐採整備事業などを請け負うということもいたしました。木育イベントの開催を通じ、地域に貢献する活動に

についても実施をしたというところがございます。

44 ページ、1-2-1 売上と利益の概要でございます。第 2 期の売上げは 2,803 万円。経常利益は 913 万 7,000 円、当期純利益は 664 万 9,000 円となります。表の下でございますが、森林関連業務の需給整備事業の業務紹介、森林空間利活用事業の教育旅行対応、木材活用サポートの売上が伸びた一方、木材活用の素材、木製品販売の売上が伸び悩んだというところがございます。森林関連業務の需給整備事業の業務紹介においては、見込み以上に建物周辺や林道脇の樹木伐採の依頼がございました。木材活用サポートについては、見込み以上にニセコ町産木材の活用相談がございました。木材活用の素材、木製品販売につきましては、発注依頼が見込みより少ない結果となりました。

45 ページでございます。1-2-2 設備投資等の状況及び 1-2-3 資金調達の状況は記載のとおりでございます。

1-2-4 事業別の売上及び成果でございますが、【森林関連業務の需給整備事業】から 48 ページ下の【林務代行事業】まで 6 つの事業につきまして、売上、実施内容、実績数値を掲載してございますので御覧いただきたいと存じます。

49 ページ中ほどでございますが、1-3 主要な営業所及び従業員の状況、それから 1-4 株式に関する事項、50 ページの 1-5 会社役員に関する事項についても記載のとおりということでございます。

1-6 第 2 期決算剰余金の配当につきましては、第 3 期以降の設備や人材への投資、将来の事業展開に備えた内部留保を充実させるという必要性から配当しているところがございます。

51 ページからは決算報告書でございます。52 ページ、貸借対照表でございますが、資産の部と負債及び純資産の部の合計はともに 4,419 万 4,877 円となりました。それから 53 ページ、損益計算書ですが、当期純利益は 664 万 9,693 円となったというところがございます。54 ページ、販売管理費は 742 万 5,392 円という結果になりました。55 ページ、株主資本変動計算書から 57 ページの監査報告までは記載のとおりでございます。

58 ページ、今期の事業計画でございます。現状においてニセコ町にある森林の中で管理している、または管理可能な状態の森林については少ないという状況でございますが、この現状から森林ビジョンに掲げた「共生循環の森林づくり」の実現に向かうには、木材による経済的機能だけではなく、より多様な恩恵の獲得やそのための森林の管理・整備の方法と、今まで以上に産業として模索する必要があります。ニセコ町の林業の再挑戦・再スタートからさせていただいたところがございます。この実現に向けて、まずはできる限り管理可能な森林量を増やす、それから森林整備の保全の手法と体制づくり、そして事業者育成の環境づくりなどを優先し、これらを進めながらニセコ町の木材の付加価値を図っていくという段階的な進め方で取り組んでまいりたいと考えております。

第 3 期は森林の課題解決につながる「森林関連業務の需給整備事業」、「森林関連事業者サポート事業」、「林務代行事業」と木材側の課題解決につながる「木材活用事業」を重点事業として位置づけ実施をしてまいります。具体的には森林関連業務の需給整備事業、森林関連事業者サポート事業、林務代行事業におきましては、窓口等の森林関係業務の入口に関わる業務の仕組み化を進め、事業の安定化を図ってまいりたいと考えているところがございます。木材活用事業では、将来の本格稼働に向け加工流通経路の確立に努めてまいります。

また、現在実施体制 2 名で 6 領域 13 サービスを運営しておりまして、人員が足りていないという状況でございます。必要な人材の確保については、ニセコ町とも連携しながら取り組むとされているところでございます。第 3 期は第 4 期から 5 期の事業目標を見据え、委託事業の中で事業を具体的に構築していきながら、収益事業の土台を整備していくとしておるところでございます。

59 ページの表については、第 3 期から 3 年間の事業別目標でございます。表の下 2-2 ですが、事業余剰金については先ほど申し上げましたが、①人員体制の構築、②事業の推進・基盤整備となる設備投資・仕入れ、それから 60 ページに進んでいただきまして③事業推進に向けた拠点の改修移転費用の資金に活用してまいりたいと考えておるところでございます。

同じく 60 ページの 2-3 事業項目別事項については、先に掲げた 6 つの事業について森林関連業務の需給整備事業から 65 ページの 6 林務代行事業まで、事業内容、売上目標とその根拠、目標数値を掲げまして実施をしていくということにしております。記載のとおりになっております。

それから 67 ページは収支の計画でございます。第 3 期の経常利益につきましては 33 万 6,000 円という予定をしております。

報告第 3 号の説明については以上でございます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午後 1 時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、報告第 1 号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての質疑に入ります。  
質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより、報告第 2 号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありますか。

9 番、篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 報告の中でいわゆるラジオニセコの部門に関わって、人員の募集に関わる費用が計上されていて、なおかつそれに応募がなかったというような報告かと思いますが、これに対して町としてどのような考えを持っておられるかお伺いをしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ラジオの募集については、今現状は 4 人体制で実施をしておりますが、最

最終的には少なくとも5人体制でしていきたいという考え方の中で応募をしました。1人入社いただいたのですが、その方は退社されたということで、今現状4人ということですから、5人に向けての応募体制は確立していきたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） そのためにはどういう手だてをして、町としてどのようなバックアップをしないとはいけないと考えておられるか伺います。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ラジオニセコも観光協会所属でございますので、私は観光協会取締役としてということも含めて、ラジオ局との打合せ、その他をしながら募集にあたるということで、例えばマイナビですとか様々な今のサービスを使って募集をするなどということも含め、実施をさせていただいております。その辺については当たり前ですけど、相談しながら実施をしているということで、それをもってバックアップというかどうかは別ですけども、取締役として参加しながら経営に携わっているということでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより、報告第3号 株式会社ニセコ雪森孝舎経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 雪森孝舎のほうの事業報告、それから今後の事業展開について説明いただきました。この中で、現在の体制は2名ということで、人材の強化ということがうたわれております。また、事業内容で重点的に行う林業人材の育成ということ、あるいは広葉樹の研究だとかいろいろなメニューが掲載されておりますけれども、私がちょっと質問したいのは雪森孝舎、の今の人員体制、確かに非常に脆弱だというふうに思います。その上で、実際の事業を推進するにあたってはですね、地域おこし協力隊の方で一定のノウハウを習得された方、あるいは協力隊のOBだとか、そういう方の技術に頼って進めていると思います。今の体制、組織体制の上でですね、こういった現職の地域おこし協力隊、あるいは地域おこし協力隊のOBの方、OBで町の農政課に配属されてる人材の方との連携の在り方とかですね、どのような関係性にあるかっていうのがいまいち分からないので、その点について1点お聞きしたいと思っております。

それからもう一つは、大きな意味で町として経済的な意味での地域循環などを目指しておりますし、林業の長期間にわたる再生に向けての取組ということですが、町として森林ビジョンの作成がございました。それでこの雪森孝舎の事業と森林ビジョンとの関わりっていうのは、ちょっと私は報告だけでは分からないんですが、どのような関連があるのか、あるいはそれはまた別のものなのか、補足的な御説明よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 長田農政課参事。

○農政課参事（長田陽介君） 高木委員の御質問にお答えします。

1点目、協力隊現メンバー及びOBと雪森孝舎の連携をどういうふうに行っていくかというお話だったかと思います。現メンバーに関しては、森林関係の施業のところで連携させてもらっているところがあるので、いきなり雪森孝舎自体が実際に森林を施業する、要は木を切ったりすることですね、ということの能力は有していませんので、その部分で地域おこし協力隊の方であったりとか、はたまた周辺の森林組合さんと連携させてもらっているところまで今やっております。林業関係の地域おこし協力隊OBメンバーに関しては、今現状出てるのは2名いらっしゃいます。1名は周辺の森林組合さんに就職してもらって活用してもらっているところなので、施業関係の連携ではそこに入ってくるというふうには思っています。もう1名は農政課の林政アドバイザーとして勤めていただいている方になってます。その方も実際の施業及び地域おこし協力隊の教育というところで今活躍してもらっているという状態になっております。

2点目が雪森孝舎と森林ビジョンの関係性の話ですね。こちらに関しましては、先ほどおっしゃっていただいた人材教育というところもビジョンの中に一つ含まれている重要な項目になっていきますので、今回取り組んでいる事業領域のサービスと連携していたり、森林自体の整備を進めていくことに関しても森林関連業務の需給整備事業というところで、整備した山主さんと実際に整備できる方のマッチングを行い整備を推進していくという体制でサービスを展開させていただいています。サービス内容とビジョンというのとは比較的連携している部分が多く存在します。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） はい、ありがとうございます。それで現職の地域おこし協力隊員のいわゆる人件費については、協力隊という制度の中で当然受けていらっしゃるということになりますと、あくまでも連携ですね、地域おこし協力隊として入られた今のメンバーの方は、そういう雪森孝舎専属ではないけども呼びがかかったというか、こういう事業で実際に山に入ってほしいというとき、随時対応しているという関係が暫定となっているというふうには聞こえたんですけども、そういうことでいいのかどうかという確認です。

それから、全体的に森林ビジョンの中にも人材育成があるんですが、今公社さんでやってる人材育成とイコールですかね、イコールあるいはその一部を担っているという考え方であるとの確認でよろしいかどうか。

それと先ほど聞けばよかったんですが、木材救出というちょっと聞きなれない言葉なんですけども、これ中身を先ほど聞くと山持ちの方の森林の中に間伐されたり、あるいは整理された残材が残っているとか、そういうものを引き出してくる、言わば自伐林業的な内容かと思うんですが、そういうことを意識してやっていくと。これは山の持ち主さんの了解とか連携がなければできないかと思うんですが、これを事業として、例えばその残材を山から引き出してそれを活用した何らかの製品化をするとか、あるいは希望者に売却するとか、そういうようなことを考えているのか。あるいはそれとは違うのかということについて確認させてください。

○議長（青羽雄士君） 長田農政課参事。

○農政課参事（長田陽介君） 高木議員の御質問にお答えします。

協力隊の元メンバーの入り方のお話だったと思いますが、おっしゃってたのは随時入っていくのかという話ですよ。おっしゃるとおりで随時入っています。まだ今地域おこし協力隊のメンバーが研修で育成途中の部分も多分にありますので、研修っていう形を大きくとらせていただいて、いろんな経験をいろんな山主さんからお仕事をいただく中で組み込ませていただいているところが大きくあります。

二つ目、森林ビジョンのお話ですね。先ほど大きく包括したのが人材教育の部分だったと思いますが、おっしゃったとおりそのとおりだという認識で問題ないですし、ほかの部分でもいくつも連携する領域っていうのはつくらせていただいております。

三つ目の木材救出に関しても御理解いただいたとおりで、山主さんだったりデベロッパーの開発案件ですね、木材が切られてそのまま廃材になってしまったりとか、チップという形ですごく安く出されてしまっているものに関して活用可能なものの木材に関しては、交渉によって無償でいただくパターンもありますし、有償で買い取らせていただくところを開発者さんもしくは山主さんと交渉させていただいて得ているっていうのがメインのサービス。出先はどこになってるかっていうところもおっしゃるとおり、実際に加工品として販売していくっていうこともありますし、木材活用の仕入れ販売の事業をやっていますので、その在庫として活用させていただいて、欲している事業者さんにお売りしているというような状態になっております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

4番、榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 議案の52ページの貸借対照表の部分なんですけど、ここの売掛金の金額について、何でこれだけ売掛が残ってるのかっていうことについて説明頂きたいなと思ってます。次のページの損益見ても、損益計算書の売上よりも高い数字になってて、どうやって回収するのかなとか支払いサイトとかどうなってるのかなっていうのを聞かせてください。

○議長（青羽雄士君） 長田農政課参事。

○農政課参事（長田陽介君） 榊原議員の御質問にお答えします。

これは町から委託してる事業のお金が入るタイミングによるものが多く含まれていて、これ3月末で閉じさせていただいてるんですが、町からの納品完了及び支払いっていうところが5月に入ってるっていうところで、今ここに売掛金が多く残ってしまっているというような状態になってます。今現在においてはこれが解消されているという認識を持っていただければいいかなと思います。これは恥ずかしいお話ではあるんですけども、御報告の中で入れさせていただいた、おっしゃるとおり支払いサイトのお話であったりとか運用の部分においては一部正直ショートした部分があったので、一時的に北海道信用金庫さんから借入れを行い運用を行っていたというところが実際あります。町からの委託金が入った段階ではすぐに返金させていただいてるというような状態です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第 10 報告第 4 号から日程第 11 報告第 5 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 10、報告第 4 号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての件、日程第 11、報告第 5 号 令和 5 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての件、2 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） ファイルタイトル 005、68 ページでございます。日程第 10、報告第 4 号ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について。

ニセコ町情報公開条例第 42 条の規定により、ニセコ町情報公開条例の令和 5 年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

69 ページにお進みいただいて、これが運用状況報告でございます。1 情報公開請求の状況、この件数については 3 件ということでございます。

2 請求内容につきましては、記載させていただいたとおりでございます。

3 不服申立ての状況はございません。

4 審査会の開催状況については、令和 6 年 3 月 27 日に開催をし、情報公開請求の状況、また、行政報告でも触れました。転入外国人へ誤って住民票の発行をしたことによる情報漏えい事故が発生したということで、重ねましてお詫び申し上げますが、こちらについての審議をしておるということで記載をさせていただいているところでございます。

報告第 4 号につきましては以上でございます。

続きまして、70 ページです。日程第 11、報告第 5 号 令和 5 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第 213 条の規定により繰越したので、同法施行例第 146 条第 2 項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

71 ページでございます。ここに記載した一般会計の 9 つの事業、これについては令和 5 年度内に補正をし実施をした事業でございますが、令和 5 年度内に支出が終わらない見込みのため、令和 6 年度に繰越して引き続き実施をするという事業でございます。ここでお示ししている計算書は、地方自治法に基づきまして歳出予算の翌年度への繰越として、既に議決をいただいているという事業でございます。

改めてここで報告をする理由は、この繰越明許費について翌年度 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の議会、今回のこの議会でございますが、これに報告するというルールのためでございます。事業名、金額等については記載のとおりでございます。翌年度繰越額、令和 6 年度への繰越額です



が、これについては一般会計で合計7億7,387万円、財源の内訳としましては地方債や国補助など特定財源が6億8,990万円、一般財源が8,397万円となっているところでございます。事業の詳細につきましては、3月定例会において御説明をさせていただいているところでございます。いま一度御確認をお願いできればと存じます。

報告第5号に関する説明は以上でございます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより、報告第5号 令和5年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

#### ◎日程第12 承認第1号から日程第15 承認第4号

○議長（青羽雄士君） 日程第12、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件から、日程第15、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件まで、4件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それではまずファイタイトル010、補正予算資料No.1を用意いただけますでしょうか。議案の前にちょっとこちらで説明をさせていただきたいと思います。5ページをお開きください。左側に歳入がざっと並んで、右側に歳出がざっと並んでいる一般会計補正予算の枠組みというところでございます。

日程第10、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度にニセコ町一般会計補正予算）でございます。すいません、ちょっと分かりづらくて、承認第1号、それからこの後の承認第2号につきましては、令和5年度一般会計予算及び特別会計予算の専決についてですけれども、決算に向けて大きな予算増減を整理するというところで収支を見通し、基金取崩しの解消といった財源調整や、あるいは新たな基金の積立などを行う最後の補正となります。令和5年度にとっては最後の補正です。なお、この補正後の予算が令和5年度最終予算ということになります。

最初に今回専決処分をしました令和5年度一般会計補正予算の全体像についてということで5ページを御覧いただきたいんですが、まず左側の歳入についてでございますけれども、特に一番上の町税につきましては、決算見込みによる1億2,000万円強の増額、それから二つ下、交付金につきましては額の確定によりまして2,900万円強の増額、その下地方交付税は最終的な算定による1億2,900万円ほどの増額、それから下から4つ目の国道支出金については事業の確定による減額、その下繰入金につきましては当初予定から4億1,100万円余り減額し、当該減額分は基金からの繰入をせず、いわゆる貯金を崩さずに済んだという金額でございます。

次に、右側歳出についてですが、一番上の公共事業について、公営住宅複合改善工事や消防庁舎再整備実施設計策定業務委託料などを含む公共事業から6つ下の物価高騰対策事業まで、これまでの各種事業実績による減額。その下繰出金、負担金は特別会計への繰出金や広域連合への医療給付費負担金などの実績による減額。その下決算見込みから将来の財政需要に備えて各種基金への積立金を計上しているというところでございます。その下その他につきましても、事業実績による減額補正ということになってございます。これらの実績に基づく予算額の整理、財源の調整を行った結果、歳入歳出それぞれ2億5,700万円の減額補正となったのが最終ということでございます。

それでは議案の説明をさせていただきますので、ファイルタイトル006、承認第1号とある横長の議案をご覧いただきたいと存じます。

承認第1号 専決処分事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和6年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページが専決処分書でございますが、5年度の最終専決については3月31日付でやらせていただいているということで専決処分書でございます。

5ページをお開きいただいて議案でございますが、令和5年度ニセコ町一般会計補正予算令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億5,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,763万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

まず、議案の6ページ、第1表 歳入歳出予算補正の内容でございます。歳入が6ページから8ページ、歳出が9ページ、10ページに載せてございます。

それから11ページ、これが先ほど申し上げた第2表 地方債補正でございます。これにつきましては、左側に記載した事業について起債いわゆる有利な借金をし、令和5年度に実施した事業でございます。最初に掲載している消防庁舎再整備事業とは、消防庁舎建替えのための再整備実施設計策定業務委託料でございます。令和5年度当初、左の変更前ですが、起債の限度額を4,500万円としてお

りましたが、入札減や設計変更などの実績から、右の欄のとおり限度額を3,730万円に減額をしてございます。以下14ページにかけて、全11件の事業について、その実績により起債の限度額を右欄のとおり減額をしているというところでございます。なお、このほかにも令和5年度に実施した起債事業はございますが、記載の金額等に変更がない事業については、ここでは掲載をしてございません。

このほか、ちょっとこれは後でまた御確認をいただきたいと思いますが、地方債については71ページにも全ての起債の現在高に関する調書を掲載してございます。

15ページにお進みいただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

16ページ、こちらは歳出ですが、今回の補正額、一番下の左から3列目、この合計2億5,700万円の減額の財源内訳でございますが、国道支出金が6,924万2,000円の減額、地方債が4,827万2,000円の減額、その他特定財源が1億3,758万3,000円の減額、一般財源では189万7,000円の減額という構成でございます。

それでは歳出を説明申し上げますので、47ページをお開きいただければと存じます。

なお、表の説明欄に記載のない項目につきましては、表中央の補正額の財源内訳の変更ということであって、歳入の補正予算に伴う財源充当先の変更のみとなっております。これらについては詳しい説明を省略させていただき、財源調整として報告をさせていただきます。この財源調整につきましては、例えば予算よりも多く収入があったものや基金を繰入れしなくてもよくなったもの、中には収入が見込みより少なくなったものなどがありますが、そういった場合に活用する言葉として理解をいただきたいと存じます。

では歳出、47ページでございます。2款1項1目一般管理費は全体で744万円の減額。18節地域活性化起業人事業負担金500万円の減額は、令和4年度から2年間を予定していた企業からの派遣1名が2年から1年半の任期となったことによる減額でございます。

4目基金積立金、24節積立金は全体で4,071万8,000円の増額。特に減債基金積立金につきましては、役場庁舎償還財源として積立てております。ふるさとづくり基金積立金は当初予定より2,460万1,000円増額した予算ということで予算を組んだことになります。

48ページ、6目企画費の18節ニセコ町地域公共交通活性化協議会運営事業費補助161万7,000円の減額は、地域公共交通計画策定委託料の落札減ということでございます。

7目地域振興費の18節負担金補助及び交付金1,716万9,000円の減額は、地域おこし協力隊と集落支援員について採用人数が予算に満たなかったことによる減額でございます。

8目自治創生費、全体で507万5,000円の減額。12節移住定住支援業務委託料73万5,000円の減額は、その中で予定していた縁結びイベントが天候不良で実施できなかったことによるもの。N I S E K O生活・モデル地区整備用地購入費は当地にあった国有地の購入費用の入札減によるものでございます。

それから49ページ、9目財政管理費、18節北海道市町村備荒資金組合負担金1,000万円は、決算見込みにより増額をしたものでございます。

11目庁舎管理費は全体で243万8,000円の減。

14 目自動車維持費から 17 目職員給与費は財源調整でございます。

18 目防災対策費、25 節令和 5 年度能登半島地震支援金 100 万円の減額。200 万円を補正させていただき、100 万円は日赤経由で寄附に充て、残り 100 万円は個別被災地への寄附案件がなかったということによりまして減額したものでございます。

その下、20 目庁舎整備費、12 節消防庁舎再整備実施設計策定業務委託料 767 万 2,000 円の減額は見積り合わせによる執行残ということでございます。

22 目新型コロナウイルス特別対策費全体で 360 万 3,000 円の減額。これは当該疾病が 5 類となったことによる消毒液など購入費の執行残と、経済対策として行った商品券発行事業の執行残ということでございます。

50 ページ、24 目臨時特別給付金事業費、18 節の臨時特別給付金 1,207 万円の減額は価格高騰緊急支援給付事業として実施をいたしました、対象者の実績減ということで 1,207 万円の減額をしてございます。

3 項戸籍住民基本台帳費は財源調整でございます。

4 項 2 目知事道議会議員選挙費、14 節の選挙ポスター掲示場工事 61 万 4,000 円の減額。これについては掲示板を引き続き町議会議員選挙に活用したため、撤去費がかからなかったということによる減額です。

それから 3 目町議会議員選挙費、これは全体で 802 万円の減額。51 ページにかけまして、無投票になったということによる減額でございます。

52 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費は全体で 804 万 8,000 円の減額。12 節の健康診断委託料や障害のある方の移動支援委託料から 19 節介護給付等給付費まで、実績による減額でございます。

2 目老人福祉費は全体で 479 万 5,000 円の減額。12 節配食サービス事業委託料から 53 ページまで飛んでいただきまして 18 節後志広域連合負担金、介護保険事業でございますが、ここまで実績による減額ということです。

3 目後期高齢者医療費は全体で 1,543 万 7,000 円の減額。

2 項 1 目児童措置費、全体で 7,703 万 3,000 円の減額。これについても実績によるものです。

2 目児童福祉費、これについては児童福祉施設費の財源調整でございます。

54 ページ、4 款 1 項 1 目 27 節簡易水道事業特別会計繰出金 1,731 万円の減額。これについては水道事業に係る一般会計から特別会計への繰出金を減額したということでございますが、特別会計中の消費税還付金及び水道使用料金の実績増によりまして、その結果、一般会計からの繰出金を減額したということでございます。

2 目予防費は全体で 2,286 万 3,000 円の減額。7 節新型コロナワクチン接種協力謝礼 188 万 5,000 円の減額から 55 ページ 19 節不育治療費扶助 30 万円の減額まで、これらの記載についても実績による減額ということでございます。

それから 3 目 18 節合併処理浄化槽設置整備事業補助については、当初 15 基の予定が実績で 11 基となったことによる 230 万円の減額。

4 目ニセコ斎場費から 2 項清掃費の 56 ページ 12 節羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託

料及び堆肥センター生ごみ・下水道汚泥処理負担金は実績減の減額。この2つについてはいずれも観光客の増加に伴い増額補正をさせていただいておりましたが、2月3月の排出量が予定より少なかったということで最終的に減額をさせていただくということでございます。

57 ページ6 款1 項3 目18 節産業まつり事業補助は中止による減額。令和6 年度も実施をしない予定でございます。その下、クリーン農業総合推進事業補助は実績減、経営継承・発展等支援事業補助、新規就農資金貸付金は実績がなく全て減額ということでございます。

それから6 目18 節農業用水路補修事業補助も実績なく全て減額。中心経営体農地集積促進事業交付金985 万1,000 円の減額は、対象面積の減による減額ということでございます。

24 目国営緊急農地再編整備事業基金積立金1,000 万円は、後年の財政負担に備え起債償還の平準化を図るための積立てということで毎年行っているところでございます。

8 目土づくり対策費全体で139 万2,000 円の減。これも減額補正ということで実績によるものでございます。

58 ページ、10 目18 節農地利用効率化等支援事業補助300 万円の減額は、申請者の都合により申請取下げになったということで減額をしてございます。

2 項林業費も実績減により全体で211 万8,000 円の減額。

59 ページ、7 款1 項1 目18 節商工業振興事業補助347 万9,000 円の減額。これにつきましては人材派遣を行う特定地域づくり事業協同組合の設立支援のため、当該補助に人員配置を行う予算を含めておりましたが、予定する方の都合で配置がかなわず、人件費の減額と商工会事業の研修等の実績減による減額というものでございます。ポイントカード及びその下のにぎわいづくり補助も実績減です。

2 目観光費18 節地域活性化起業人事業負担金1,000 万円の減額は、役場観光部門への配置、それから観光協会の人材の派遣をしておりますが、3 人の予定が2 名となったことによる1 名分の減額ということでございます。

3 目消費行政推進費は全体で88 万4,000 円の減額。補助金の増額に伴って負担金が減ったということでございます。

60 ページ、8 款2 項2 目道路維持費は全体で1,119 万円の減額。12 節の委託料はいずれも執行残ということでございます。

3 目除雪対策費は全体で772 万9,000 円の実績額でございます。除雪機械等運転免許取得支援事業補助65 万4,000 円の減額は1 件の実績ということでございました。

4 目12 節町道役場前通歩道整備実施設計業務委託料697 万8,000 円から、62 ページ7 項1 目作業機材借上料35 万2,000 円の減額まで、記載のとおり実績による減額でございます。

2 目14 節公営住宅複合改善工事1,998 万8,000 円の減額。これについては工事単価見直し及び入札執行残でございます。環境負荷軽減モデル集合住宅整備事業補助については、民間による高気密高断熱仕様の住宅補助でございますが、実績なく1,800 万円の減額でございます。ただし、6 年度も面積緩和も含めながら補助は継続してまいりたいと考えているところでございます。

63 ページ9 款消防費は財源調整。

64 ページ 10 款 1 項 4 目 13 節バス借上料 387 万 3,000 円の減額は、学級閉鎖による行事の中止などによる減ということでございます。

2 項小学校費、11 節印刷製本費 32 万 9,000 円の減額から、65 ページ 4 項高等学校費、4 目寄宿舎管理費、10 節賄材料費 74 万 2,000 円の減額までも記載のとおり実績による減額。

5 項 1 目幼児センター費、66 ページ 10 節光熱水費 66 万円から 67 ページ 4 目総合体育館費 10 節修繕料 56 万円の減額についても実績の減ということでございます。

5 目運動公園費は財源調整。

68 ページ 11 款 2 項 1 目 12 節町道等災害復旧業務委託料 523 万 3,000 円の減額。こちらについては災害復旧について、当初見込みよりも少額で施工ができたということによる事業費の減額で、執行残となっております。

69 ページ 12 款公債費、1 項 1 目元金、これは財源調整。

2 目 22 節町債償還利子 384 万 3,000 の減額。令和 4 年度末の起債借入について、低率で行うことができたということによる減額補正でございます。

70 ページ 13 款予備費は記載のとおり実績による減額。

17 ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。1 款 1 項町民税、1 目個人及び 2 目法人合わせて 6,750 万円の歳入増額補正でございます。これは景気回復によりまして、個人所得及び法人収入の伸びによるものということでございます。

2 項固定資産税 47 万 6,000 円の増。これは新築家屋数が見込みより増えたということによる増額。

3 項軽自動車税、4 項町たばこ税、こちら 18 ページ上段まで実績で増額補正をしております。

5 項入湯税 2,251 万 8,000 円の歳入増。観光入込需要の回復によるというものでございます。

19 ページの 2 款地方譲与税から 27 ページの 10 款地方特別交付金は、交付金の確定による歳入の減額あるいは増額となっております。

28 ページ、11 款地方交付税は算定結果による普通交付税の追加交付があったことによる 1,916 万 4,000 円の増。その下、特別交付税は特殊財政需要額の増加。緊急防災減災事業や集落支援員の増加などにより当初見込みを上回ったため、1 億 1,201 億 1,023 万 7,000 円増額しているということでございます。

29 ページ、13 款 1 項負担金はニセコ子ども館運営負担金から幼児センター給食費まで、これにつきましても実績による減額または増額となっております。

30 ページ、14 款 1 項 1 目 1 節の町民センター使用料 80 万 9,000 円の増額から、31 ページのごみ処理手数料まで、記載のとおりの実績による増減でございます。なお、ごみ処理手数料の減額につきましては、直接搬入などで利便性を高めることで、ごみ袋自体の販売が伸びなかったということが原因でございます。

32 ページ、15 款 1 項国庫負担金は各種事業に対し、国に負担義務のある事業に対する歳入ですが、1 目民生費国庫負担金から 3 目衛生費国庫負担金まで記載のとおり各種実施事業の交付額が確定したことによる増額または減額補正となっております。

2 項国庫補助金については、各種事業に対し国からの支援がある事業と。国の義務があるのではな

く、国からの支援がある事業に対する歳入でございます。1節の社会保障税番号制度システム整備費補助金から34ページの国営土地改良事業委託金まで、記載のとおり補助事業の実績により補助金が確定したことによる歳入の増または減額補正ということになっております。なお、上から二つ目、1節農業費補助金の経営継承発展等支援事業補助金は実績がなかったことによる100万円の減額でございます。小規模事業者支援推進事業費補助金12万3,000円は令和5年度に中小企業庁の補助採択を受け、にぎわいづくり起業家等サポート事業、ニセコ町で独自で実施する事業ですが、この財源として活用できたということで増額をしております。

35ページ、16款1項道負担金は各種実施事業に対し、国とあわせて北海道から負担義務がある事業の歳入でございます。1目1節保険基盤安定負担金156万8,000円から2節児童手当負担金56万3,000円の減額まで、記載のとおり各種事業実施の交付金が確定したということで増額または減額をしたということでございます。

2項道補助金、これにつきましては各種事業に対し、国とあわせて北海道からの支援のある事業ということ、または一部北海道のみの単独補助に関する歳入でございます。2目1節重度心身障害者ひとり親家庭等医療給付事業補助金43万4,000円の減額から、36ページ3目衛生費道補助金の出産子育て応援交付金33万5,000円の減額については、事業実績による増額または減額でございます。その下、ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業費補助金880万8,000円の減額。これは北海道単独の補助金でございますが、本町の脱炭素アクションプラン策定に際し、より条件のよい環境省の補助、二酸化炭素排出抑制対策等補助金でございますが、これが採択されたためこちらの補助については全額を減額したということでございます。地域新エネルギー導入加速化調査支援事業補助金249万3,000円の増は、町内施設で利用する再生可能エネルギーのポテンシャル調査が補助採択となったことによる増額でございます。

4目1節農業費補助金の農業次世代人材投資資金1,050万円の減額。これは採択予定者の減によるもの。農地利用効率化等支援事業補助金300万円の減額は、1件の事業辞退者があったということの減額。その下、農業経営高度化促進事業補助金541万9,000円の減額は、予定事業量の減による減額ということでございます。

5目1節商工費道補助の北海道市町村振興補助金150万円の減額については、音楽イベントについて当該補助金とは別の有利な補助を活用できたため、こちらのほうは減額をしたということでございます。消費者行政活性化事業補助金441万円の増額は、補助事業の追加交付があったための増額。

6目2節の子ども・子育て支援交付金9,889万7,000円の増。これについては幼児センターでの一時預かりなど、子育て支援に係る様々な事業に充当する交付金でございますが、そのうちのこども館運営に係る補助基準額が増額したことに伴い増額しているものでございます。

37ページ、3項委託金全体で75万3,000円の減額。ニセコ町が道や国から受託して実施している事業の実績による増額または減額がこれらのものでございます。

38ページ、17款財産収入は全体で241万円の増額。2項1目1節町有地売却収入113万3,000円はニセコミライの開発用地として、普通財産2筆を株式会社ニセコまちに売却したため、その収入額を増額補正するというものでございます。

39 ページ、18 款 1 項 2 目 1 節の指定寄附金は 2 件分の寄附を受け、109 万 9,000 円増。それからふるさとづくり寄附金は 3 万 3,000 万円の予算に対して 5,460 万円強の実績があり、差額である 2,460 万 1,000 円分の増額補正でございます。企業版ふるさとづくり寄附金 1,820 万円の増は、年度末までに企業から計 7 件の追加寄附があったため補正するというものです。結果、寄附総額は 3,350 万円となりました。補正をしていない差額分について、今回補正したということでございます。

それから 40 ページ、19 款繰入金は全体で 4 億 1,190 万 5,000 円の減額。1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金は当初充当予定金額を全額解消し、2 億 4,042 万 5,000 円を減額。いわゆる貯金であてがおうとしていたものをあてがわなくて済んだという意味でございます。

4 目、これも同様ですが、公共施設整備等基金繰入金も全額解消で、1 億 2,200 万円の減額。

5 目地域福祉基金繰入金、これは繰入金の一部解消で 2,281 万 5,000 円の減額。

6 目ふるさとづくり基金繰入金は、繰入金充当予定だった事業の実績と決算見込みから充当額を確定したことによりまして、繰入金を一部解消し 2,650 万円を減額してございます。今期については 5,500 万円活用しております。

7 目庁舎建設基金繰入金は一部を解消し、16 万 5,000 円の減額ということ です。

41 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金は令和 4 年度決算の実績により 1,669 万 4,000 円を増額し、繰越額を 1 億 8,756 万円といたしました。

42 ページ、21 款諸収入は全体で 5,654 万 5,000 円の減額。1 項 1 目 1 節町税滞納金 220 万円の増から、43 ページの 11 節高校寄宿舍利用負担金 65 万 2,000 円の減額まで、これらの実績による増額または減額ということでございます。14 節備荒資金支消金 5 万 5,000 万円の減額は積立金の取崩しでございますが、予定していた金額全額を取り崩さずに済んだための減額ということになります。23 節雑入のようてい地域広域消費生活相談窓口運営受託収入 478 万 4,000 円の減額。これは消費者行政事業補助金の配当額の増額がありまして、相談窓口を構成する 7 町村からの負担金収入がその分減額になったということでございます。観光協会派遣職員負担金 150 万円の減額は、当初予定していた地域活性化起業人制度を活用した観光協会の人材派遣が 2 名から 1 名となったことに伴う減額でございます。44 ページ、土地開発公社残余財産清算金収入 626 万 9,000 円の増。昨年 6 月に解散しました土地開発公社の残余金でございます。

続きまして 45 ページ、22 款町債につきましては全体で 4,830 万円の減額。46 ページにかけて事業費確定による減額ということになってございます。

承認第 1 号に関する説明は以上でございます。

続きまして同じ議案の 73 ページをお開きいただきたいと思います。

日程第 13、承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 5 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。

令和 6 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

75 ページが 3 月 31 日付の専決処分書でございます。



それから 77 ページが議案でございます。

令和 5 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和 5 年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 440 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1340 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 31 日、ニセコ町長、片山健也。

78 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正から 80 ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入に関しては記載のとおりでございます。81 ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額 440 万円についての財源内訳はその他財源で 612 万 4,000 円の減額。これは一般会計からの繰入金が減額になったということでございます。それからこの特別会計の中で 1,052 万 4,000 円を一般財源として補正をしているということでございます。

86 ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。まず、1 款 1 項 2 目 18 節後志広域連合負担金でございます。本町の国民健康保険事業は、本町も含め後志 16 町村で組織する後志広域連合が実施主体、保険者となっており、かかる医療費などの経費を町が保険税として私たち町民から徴収し、それを負担金として後志広域連合に納めております。このたびはこの広域連合の収支が確定したことにより、町負担金を 762 万 8,000 円減額するという補正でございます。

87 ページ、3 款 1 項 1 目 24 節国民健康保険基金積立金は国保会計の歳入歳出状況を勘案し、1,350 万 8,000 円を積立してございます。

88 ページ、4 款 1 項 1 目 22 節保険税還付金 102 万 4,000 円の減額。これは実績による減額。

82 ページにお戻りいただきまして歳入でございます。1 款国民健康保険税、1 項 1 目 1 節医療給付費分現年課税分 33 万 9,000 円の減額から、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分 13 万 3,000 円の減額まで、収入見込みにより全て減額計上しているところでございます。

83 ページ、3 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金については全体で 14 万 4,000 円の減額補正でございます。保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）から未就学児均等割保険料繰入金まで、事業実績による補正ということになってございます。

2 項 1 目 1 節国民健康保険基金繰入金については、国保会計の決算見込みから 598 万円の減額補正となり、基金からの繰入金を全額解消いたしました。

84 ページ、4 款繰越金については、令和 4 年度会計が確定したことによる前年度繰越金 107 万 7,000 円の増額補正。

85 ページ、5 款諸収入、3 項 1 目 1 節雑入 1,353 万 3,000 円については、令和 4 年度の精算により広域連合から還付金というのがありまして、その増額を補正するというものでございます。

承認第 2 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、ファイルタイトル 007 の議案 1 ページでございます。

承認第 3 号、これにつきましては本来議会において議決決定いただく事件について、議会開催のい

とまがない場合など特定の場合に町長が議会に代わって事件の処分をする、いわゆる専決処分の承認をしていただくというものでございます。

日程第 14、承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算）。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

5 月 8 日付の専決処分書が 2 ページでございます。

3 ページ、議案でございます。令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 166 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 9,301 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 8 日、ニセコ町長、片山健也。

4 ページの第 1 表から 6 ページの歳入歳出補正予算書事項別明細書の歳入については記載のとおりでございます。7 ページ、今回の補正額合計が 166 万 9,000 円でございます。財源についてはその他、自動車事故共済金 31 万円でございます。それから一般財源は前年度繰越金を活用し 135 万 9,000 円となっております。

歳出から御説明をいたしますので、10 ページをお開きいただきたいと思います。2 款 1 項 7 目 21 節車両等損害賠償金 31 万 1,000 円。これにつきましては、5 月の臨時議会で御報告をいたしましたニセコ高校駐車場で発生した車両接触に係る相手車両の修理費でございます。賠償額が確定をしたということから、ここに専決補正をさせていただいたというものでございます。

その下、8 目 10 節修繕料 27 万 7,000 円。ニセコ中央倉庫群の旧でん粉工場において、屋根及び排気孔が落雪により破損しており、修繕の必要があるということから専決補正したものでございます。なお、この経費は損害賠償保険を適用する予定でございます。

2 項 2 目 18 節の地方税電子化協議会負担金 13 万 9,000 円。私たち町民が確定申告を Web で行う際、地方税の銀行振込手数料を地方税共同機構が取りまとめ町に負担金として請求をしていますが、その費用になります。e-Tax それから国税連携システムの運用等に係る負担金のうち、共同収納手数料負担金分の金額の補正ということでございます。地方税共同負担金分規定に基づく負担金において、当該負担金については当該予算編成時に見積り額を算定できなかったため予算計上しておりませんでした。今般額が確定したということで通知があったことから補正をするものでございます。

11 ページ、11 款 1 項 1 目 18 節の農地等災害復旧単独事業補助 94 万 2,000 円は、農業施設である桂用水路が融雪により増水し、土水路が損壊をいたしました。これによりまして、関係水利組合へ補助金の交付をするというものでございますが、当初予算に不足が生じることから補正にて対応させていただくという部分でございます。

続きまして戻って 8 ページでございます。歳入です。20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 135 万 9,000 円。これは歳出に充てる財源の補正を前年度繰越金で賄うというものでございます。

ファイルタイトル 011 補正予算資料No.2 (承認第 3 号) をご覧いただきたいと存じます。今回の専決に伴い一般会計に変更が生じておりますので、こちらに変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳を 3 ページにわたって記載をさせていただきます。

承認第 3 号に関する提案の理由は以上でございます。

続きまして、同じ議案の 12 ページ、承認第 4 号 専決処分した事件の承認について (令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算)。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。

令和 6 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

承認第 4 号につきましては、5 月 24 日付の専決処分ということでございます。

14 ページ、議案でございます。令和 6 年度一般会計補正予算。

令和 6 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 452 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 9,753 万 9,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 24 日、ニセコ町長、片山健也。

15 ページから 17 ページは記載のとおりでございます。

18 ページ歳出の補正額が書いてございますが 452 万 2,000 円です。財源は一般財源で前年度繰越金 452 万 2,000 円全て、繰越金で賄うというものでございます。

それでは歳出から御説明しますので、20 ページをお開きいただきたいと存じます。6 款 1 項 8 目 14 節堆肥センター攪拌機修繕工事 380 万 6,000 円。ニセコ町堆肥センター開設以来 20 年以上使用しているロータリー攪拌機について、稼働時に異音、変な音ですね、異音が発生し、2 基あるうちの 1 基が稼働停止状態となりました。現状では攪拌ができず効率的な堆肥生産ができないため、修繕に係る経費を補正するというものでございます。なお、今回の修繕箇所も昨年度修繕した攪拌機と同様、ベアリング及び軸の交換となりまして、経年劣化による故障と推察されております。

21 ページ、10 款 4 項高等学校費、4 目寄宿舎管理費、12 節分筆測量業務委託料 41 万 8,000 円。令和 6 年度の新入生受入れで現在の寮が満室となっており、来年度も全道・全国から学生を募集するにあたり寮の空きがない状態が予想されることから、令和 7 年度新生を迎えるにあたり新寮の建設が必要となったため、その設置費及び関係経費のうち用地確定のための分筆測量の経費をここで専決補正させていただくというものでございます。

続きまして、5 項 1 目幼児センター費 29 万 8,000 円。幼児センター外の電柱の上にあります気中開閉器交換工事でございます。電気保安点検の際に経年劣化による更新を指摘された幼児センター外の電柱に設置する気中開閉器については、センター内の電気事故が近隣に及ばない、いわゆる近隣

に停電を及ぼさないようにするための機械でございますが、これについて令和6年度当初予算で予算措置を行っておりましたが、工事に関わる部品や労務単価等の価格高騰によりまして工事費が増額となったための補正ということでございます。

戻っていただき19ページ、歳入でございます。20款1項1目1節前年度繰越金452万2,000円。今回の専決補正は前年度繰越金で賄うというものでございます。

タブレットのタイトル012補正予算資料No.3(承認第4号)を用意しております。今回の専決に伴い一般会計に変更が生じておりますので、こちらに変更後の会計の総括、一般会計補正予算の内訳を記載しているということでございます。

承認第4号に関する提案理由の説明は以上でございます。

○議長(青羽雄士君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第1号、専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)の件は承認することに決しました。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

これより、承認第4号 専決処分した事件の承認について(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

#### ◎日程第16 議案第1号

○議長(青羽雄士君) 日程第16、議案第1号 請負契約の締結について(ニセコ町定住促進住宅整備事業(設計・施工一括発注))の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) ファイルタイトル005の議案72ページでございます。

日程第16、議案第1号 請負契約の締結(ニセコ町定住促進住宅整備事業(設計・施工一括発注))について説明をいたします。

議案第1号 請負契約の締結について(ニセコ町定住促進住宅整備事業(設計・施工一括発注))。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。ニセコ町定住促進住宅整備事業(設計・施工一括発注)

2、契約の方法。プロポーザル選定方式（設計・施工一括契約）

3、契約金額。1億7,851万200円。

4、契約の相手方。虻田郡ニセコ町字本通240番地、株式会社石塚建設、代表取締役、石塚崇悦。

令和6年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

本券は公営・民間ともに慢性的に住宅が不足し、町外からニセコ町に家を構えることができず町外へ転出するケースが見受けられるなど、町内における住宅の整備・確保が喫緊の課題となっていることを受け、定住促進住宅の整備を図るものでございます。令和6年4月5日に公募型のプロポーザル方式に係る手続開始の告示をいたしまして、プロポーザルに係る質疑の受付を開始いたしました。その後、参加表明のあった1事業者の参加資格の審査を経て、令和6年5月16日にニセコ町定住促進住宅整備事業プロポーザル審査会を開催し、提出のあった価格提案書・技術提案書の主資料をもとにプレゼンテーションによる説明を受け、審査の結果株式会社石塚建設を優先交渉権者として決定をいたしました。提案の価格は消費税抜においては1億6,228万2,000円でございます。工事の工期につきましては、議決の後令和7年3月14日までを予定してございます。建設場所につきましては、前田商店から下水道処理センターへ向かい、綺羅街道手前を左に入る駅前軌道線沿いでございまして、綺羅団地の手前に位置しており1棟8戸の集合住宅になります。なお、当該事業については過疎債を活用する予定でございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 請負契約の締結について（ニセコ町定住促進住宅整備事業（設計・施工一括発注））の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 2つお聞きしたいと思います。

今御説明ありましたように、定住促進で住宅不足に対応するということではありますが、これは例えばですね、入居者を選定するにあたっての入居要件とか、あるいは相当数の応募があった場合選定する期間とかですね、これからだとは思いますが、そういうことの整備についてどのように考えているか。

それから、こういうふう設計・施工一括でありますけれども、近年っていうかこの間の資材・エネルギー等の、あるいは人件費の高騰が続いております。そういう中でこの契約条項の中に、例えば急激な資材の高騰などについて設計変更を行うというような、何か特約条項のようなものが含まれているのでしょうか。それについてお聞きいたします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） それでは私のほうから御説明をさせていただきます。

入居の要件につきましては、御指摘のとおりまだ細かいところは決めておりません。ただ、定住促進のために基本的には外から入ってくる方のための住宅という形で、幅広に入居させていきたいと

いうふうに考えているところでございます。

それから、契約の中の高騰という部分でございますが、これについては4月1日には入居させるという予定で進んでおりますので、今現状の中でそのような特約という部分については特に記載はございません。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 入居要件等の詳細については、まだこれからということではありますが、例えばこの場所にこのような規模で定住促進住宅を用意しますというような、アナウンスの仕方についてはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 何て言いますか、単純に広く公募を申し上げるというよりは、ニセコ町内に転入して来られる方向けにということで、例えばニセコハイツさんですとか、そういう方々も今現状で相当に住宅がないことによって職員が受入れられないということも含めてございますので、外から来られるそういう方々向けにある程度絞っていければと考えているところでございます。特にニセコハイツさんに特定しているというわけではございませんが、例えばそういうようなところも含めて考えていきたいというところでございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 今の御説明の事例から言いますとね、特に町内で人手不足、その際に人手があっても住宅がなければそれができなかったとかできないとかっていうことにならないようにという政策的な選定がかなりありうると。一般的にここに来たからということではなくて、やはり町の雇用だとかそういうことをかなり意識された入居者ということになると、広く一般的に対外的にこういう住宅ができますよ、安心して移住してくださいとか、そういうアナウンスではないということによろしいのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） はい、現状の御指摘のような考え方をしております。広く一般に公募するという考え方ではございません。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

4番、榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） ということは、誰が住民をセレクトするんですかね。今日も町の人から聞かれて、どのぐらいの規模で何つくってんのって聞かれて、ちょっと場所がその位置で合っているかどうかはわかんないんですけど、町が誰が住むかっていうのを決めるのか、経済的要件なのか、その辺について今お考えのことを教えてください。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 例えば先ほど申し上げたハイツの従業員さんですとか、そこに人を派遣できないとやっぱり様々な公共的なことが回っていかないということになっては大変なことになりますので、そういう部分に特化した中での、なんていいますか入居を目指してまいりたいと考えており

ます。最終的に決めるのはどこかというふうになれば、それは町が決めるということになるかと思  
います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（何事か声あり）

○議長（青羽雄士君） 今回の御意見を認めて、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時42分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

9番、篠原議員。

○9番（篠原正男君） 今回の契約に関わって1社ということですが、この1社の理由は案内し  
ただけ最終的に1社しか集まらなかったということなのかどうかをお伺いしたいと思います。

もう1点ですね、今回設計・施工で一括発注ということですが、これによる効果はどの程度の  
ものなのかをお伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 先ほど申し上げたところで、今回についてはプロポーザルの方式でいる  
ということで受付を開始して、御指摘のとおり応募があったのは1社ということだったものですから、  
その中で選考させていただいたということでございます。

それから、設計・施工一括発注の効果ということなんですが、来年4月1日には例えば新規の採用  
の方ですとかそういう方が大体4月1日には間違いなく入ってくる関係もあるものですから、必ず  
そこまでにはでき上がった形をとっておかなければならないということで、設計・施工について一括  
発注する中でこの期間内で全て終わらせるというような、時間的な部分の効果が絶大にあるかな  
と考えております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 応募が1社であったということは了解いたしました。もう一方、今回の設定・  
施工一括発注方式で、いわゆる経済的面の効果というのはどの程度なものなのかをお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 高い場合と低い場合みたいなことの比較はできておりませんが、考  
え方としてはこのような仕様でということ、いわゆる歩掛を全部つくるというような方法ではなく  
て、こういうような性能をとということでお出しして、それに対して積算をしてもらいながら応募し  
てもらうという形なものですから、経費の部分については安く済んでると考えているところでござい  
ます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 請負契約の締結について(ニセコ町定住促進住宅整備事業(設計・施工一括発注))の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、議事の都合により、午後3時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長(青羽雄士君) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

◎日程第17 議案第2号から日程第22 議案第7号

○議長(青羽雄士君) 日程第17、議案第2号 ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例の一部を改正する条例の件から、日程第22、議案第7号 令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の件まで、6件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは引き続きよろしく願いいたします。

ファイルタイトル005 議案の73ページでございます。

日程第17、議案第2号 ニセコ町まちづくり基本条例生基本条例改正検討委員会設置条例の一部を改正する条例。

ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

74 ページを御覧いただきたいと思います。提案の理由でございます。ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会の委員長の選任方法を「委員の互選により」選出する方法に改めるため、本条例を提案するというものでございます。まちづくり基本条例改正検討委員会では実質的にはこれまでも委員の互選で委員長が選出されており、町長が追認しているというのが現状でございましたが、先月の条例提案の際、委員長は町長の使命との規定になっておりました。条例提案時の精査が大変不足しておりました。お詫びして訂正をさせていただきたいと存じます。大変失礼をいたしました。今回、委員長の選定については委員の互選による旨に改めるというものでございます。

条例本文の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしております。

最後にこの条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第57条第1項第3号に該当し、住民参加等の手続を要しないと しているところでございます。

議案第2号の説明については以上でございます。

続きまして75ページになります。

日程第18、議案第3号 ニセコ町地下水保全条例の一部を改正する条例。

ニセコ町地下水保全条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

76 ページを御覧いただきまして、提案理由でございます。ニセコ町内の地下水の枯渇、地盤沈下を防止するため採取規制基準を設けていますが、近年の土地開発、井戸掘削の状況、揚水ポンプの機能向上を考慮し、条例を一部改正するものであります。この条例はニセコ町環境基本条例に規定する「環境理念及び環境方針の趣旨」に基づき、町内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するため、地下水の採取について必要な規制を行うとともに、町民生活にかけがえのない資源である地下水を将来にわたって保全することにより、町民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とし、平成23年から運用をしているところでございます。近年は揚水ポンプの性能も上がり、掘削した井戸の利用についてはこれまでのように井戸の吐き出し口の大きさで制限しても多量の地下水の利用が可能なことから、条例改正により1日当たりの水量の制限10立方メートルを設けるというものでございます。この水量を超える地下水利用計画がある場合は、これまで同様住民説明会を義務づけ、町長の許可を要するということに変更はございません。

ファイルタイトル013新旧対照表を御用意いただきたいと思います。議案第3号の部分を御覧いただきたいと思います。条例の第5条、13条、16条ともに吐き出し口が88平方センチメートルという基準がありますが、これを右側のとおり1日当たり10立方メートル未満に改めるというような条例改正になっております。

議案本体にお戻りいただきまして、76ページでございます。この条例の附則でございますが、この条例は令和6年9月1日から施行をいたします。

第2項は経過措置でございますが、この9月1日前に行われた行為については、改正前のルールを適用するという規定でございます。

この条例に関する町民参加の状況でございますが、条例案を記載の期間公表をいたしました特

に意見はございませんでした。

議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして77ページ。

日程第19、議案第4号 ニセコ町民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。  
ニセコ町民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

78ページ下、提案理由でございます。隣接している町の施設で暖房を伴う使用料の取扱いが異なることから、取扱いを統一させ、使用者の利便性向上のため条例の改正を行うとしております。町民センター使用料の過誤徴収については、先ほど行政報告でも御報告を申し上げたところでございます。大変申し訳ございませんでした。今後、過誤徴収がないよう、また、近隣の体育館との整合を図り、今後は10円未満を切捨てて徴収するよう改正するというものでございます。

ファイルタイトル013新旧対照表の2ページにもその旨書いてございます。これは条例の別表にあたりますけれども、条例の別表の右側の欄のとおり基本使用料の130%の額、この次に（10円未満の端数は切捨て）との文言を加えるというものでございます。

議案の本文78ページにお戻りいただきたいと思っております。条例の附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するというように定めてございます。

最後に、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第50条第1項第3号に該当し、住民参加等の手続を要しないとしておるところでございます。

議案の第4号に関する説明は以上でございます。

次のページ、79ページです。

日程第20、議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の計画書の一部変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、ニセコ辺地、曾我辺地、近藤辺地、宮田辺地、福井辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり一部変更する。

令和6年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

ファイルタイトル015補足説明資料とございますが、この補足説明資料の2ページ目をお開きいただきたいと思っております。これが整備箇所図です。内容の説明をしますが、例えば道路条件など様々な生活条件が厳しい地域での施設等の整備を進めるため、町では国の法律にのっとり条件不利地域を辺地として整備計画を策定し、整備を進めております。辺地計画に記載された事業は、国からの財政上の優遇措置、元利償還金の普通交付税基準財政需要額の80%算入となりますが、優遇措置が受けられる辺地対策事業債を発行することが可能となります。現在瑞穂町では事業か所に青く区切った五つの地域、この図面で青く区切った五つの地域、ニセコ曾我近藤宮田福井、これが辺地地域となっております。全ての地域で辺地総合計画を策定しております。このほど5地域全てにおいて対象事業を追加することになったことから、辺地総合整備計画を変更いたします。

それではファイルタイトル005議案の80ページにお戻りいただきたいと思っております。総合整備計画

案でございますが、1つ目はニセコ辺地です。3 公共的施設の整備計画の表中の道路（町道ニセコ登山道路ロードヒーティング改修事業）について、事業費を右のとおり 4,000 万円追加するという変更でございます。

81 ページの曾我辺地においては、表中の道路（町道曾我停車場線舗装長寿命化事業）の事業費を 2,000 万円追加としているところでございます。それからその下、同じく道路（町道一号線整備事業）事業費 6,000 万円を追加しているということでございます。

82 ページ、近藤辺地でございます。表中の飲料水供給施設（近藤地区簡易水道施設改良事業）5,000 万円に 1,000 万円を追加し、6,000 万円と変更しているということでございます。その下、道路（町道豊里東通舗装改良事業）の事業費 4,000 万円を追加してございます。

83 ページ、宮田辺地では表中の道路（浜本橋長寿命化整備事業）事業費 5,000 万円追加しているということでございます

それから 84 ページ、福井辺地については表中の道路（ニセコ桂台線整備事業）の事業費 5,500 万円を追加しているということでございます。

これら五つの総合整備計画の一部を変更するにあたり、事前協議を要する北海道知事との協議についても令和 6 年 5 月 13 日付で完了したため、本議案を提出するものでございます。また、変更案が議決となった後は総務大臣にこれを提出し承認された後、辺地対策事業債の活用が認められるということとなります。

議案の第 5 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、タブレットのファイルタイトル 008 でございます。議案第 6 号になります。

日程第 21、議案第 6 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算について。

令和 6 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 4,432 万 5,000 円を追加し、最終的に総額は 71 億 4,685 万 5,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から 4 ページまでは記載のとおりです。5 ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出です。今回の補正額でございますが、3 億 4,432 万 5,000 円。こちらについては国道支出金 2,280 万 7,000 円、その他財源 2 億 7,369 万 7,000 円、一般財源 4,775 万 8,000 円でございます。

説明の都合上、12 ページの歳出から御説明をさせていただきます。2 款 1 項 6 目 18 節健康まちづくりフォーラム負担金 100 万円。こちらは、一般社団法人生涯健康社会推進機構が主催する「健康まちづくりフォーラム in ようてい」の開催が予定されており、その開催にあたり負担金の支払いのため補正をするものでございます。内容はニセコ町をはじめ羊蹄山麓周辺自治体の抱える地域課題の把握や課題の深掘りなどをしながら、民間企業の有する多種多様な技術などとの連携や導入可能性を探り、官民連携による地域課題解決の方策を構想するというものでございます。9 月下旬から 10

月上旬開催を予定しております。なお、経費の一部については後志総合振興局、羊蹄山麓町村からの支援を考えているところでございます。

その下、11目14節庁舎営繕工事22万4,000円。庁舎3階町民ホールの廊下側がガラス面となっておりますが、議会の様子を動画撮影する際に光が反射して画像が見えにくいという状況でございます。議会や会議で使用する際に支障が出ないように、遮光スクリーンを設置するための補正ということでございます。

12目14節国際交流施設営繕工事費959万1,000円。インターナショナルスクールにエアコンを設置するための補正でございます。近年続く猛暑から子どもたちや職員の健康被害を予防するという趣旨でございます。

13目12節人材育成支援業務委託料71万5,000円。令和5年6月に連携協定を締結している一般社団法人地域活性化センターが実施する「地方創生に向けて頑張る地域応援事業」に採択されたところでございます。その事業計画書では職員アンケートの実施、結果分析を行い、次年度以降の研修計画立案時においてそれを反映させ、職員研修内容の充実を図るということとしています。その職員研修アンケートの実施、結果分析に係る委託料を補正するというものでございます。なお、この事業は補助率10分の10で実施いたします。その下、18節資格取得・健康管理費用負担金50万円。職員の自発的な能力開発意識を醸成し、個々の職員の知識向上と組織力強化により町政の円滑な運営につなげることを目的に、自己研さんに対する助成制度を創設するというものです。あわせて職員が自己の健康管理のため希望する脳ドック検診や出張や長期研修中における健康健診等への助成にも対応いたします。

14目14節車庫設置工事236万5,000円。町長公用車車庫設置工事の費用でございます。現在町長公用車は旧資源ごみ保管庫内で管理をしていますが、今夏消防庁舎整備に伴い旧資源ごみ保管庫等を解体する予定でございまして、整備期間中保管場所がなくなるため、町有地に車庫を設置する費用の補正です。設置場所は役場庁舎から近傍地で選定中でございます。

15目14節町民センター修繕工事費65万4,000円。町民センターを利用する団体でテーブルを使う利用団体が増え、利用の少ない2階奥の和室を洋室に変更するための補正でございます。

それから13ページ、20目14節の町有建物解体工事546万7,000円。これについては、まずニセコ町消防庁舎建設に伴う旧資源ごみ保管庫や水道車庫などをの解体のため467万5,000円を補正します。なお、財源として緊急防災減災事業債を充当する見込みでございます。もう一つはニセコ町消防庁舎建設に伴う電気自動車車庫解体のための79万2,000円を補正します。こちらも緊急防災減災事業債を充当する見込みです。

14ページ、3款民生費の1項2目18節ニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助451万円。こちらはニセコハイツで設置しているボイラー2台のうち1台が今年2月に故障し、現在これについては保険による取替工事を行っております。もう1台についても設置から11年が経過しており、いつ故障してもおかしくない状況であることから、入居者の入浴と生活に支障が出ないように早期に対応するため、補正をするというものでございます。なお、補正する2台目のボイラーについては経年劣化と判断され、保険適用はできません。財源としては特別交付税の7割が措置される見込

みということでございます。

15 ページ、4 款衛生費、1 項 1 目 18 節ニセコ医院医療施設整備費補助金 200 万円。町内医療の中核機関であるニセコ医院には冷房施設がないため、待合室・診察室等にエアコン整備を行い、環境の改善と熱中症対策に努めるための支援を行うものです。内訳はエアコン 4 台、待合室 2 台と診察室 1 台、事務所 1 台ということで設置をいたします。総事業費は 400 万円で 2 分の 1 を支援する予定でございます。それから簡易水道事業補助金 31 万 9,000 円。こちらは簡易水道事業会計で、営業費用の増額に伴う簡易水道事業補助金の増額補正です。理由の一つは、人事異動により住居手当対象職員が増えたということ。もう一つは公営企業の法適用化により、これまで一般会計で負担していた口座振込手数料を企業会計で負担するための補正ということでございます。

3 目 1 節会計年度任用職員報酬 49 万 3,000 円は、ごみステーションにルールを守らないごみが多く搬出されており、利用者や収集業務に大きな影響を与えていることから、ルールを守らないごみの回収処分や排出者特定のための業務を行う会計年度任用職員、パート職員でございますが、こちらの人件費を補正するというものでございます。なお、今後は啓発もさらに力を入れてまいりたいと存じます。8 節費用弁償 2 万 7,000 円はダメごみ不法投棄等監視員通勤手当ということで、7 月から 3 月までの間ということで補正をさせていただきます。

7 目 12 節重点対策加速化事業事務委託料 550 万円。こちらは令和 5 年度末に補助申請をした環境省の地域脱炭素移行再エネ推進交付金、重点対策加速化事業と呼んでおりますが、この交付決定が 6 月 3 日にあり、令和 6 年度から太陽光発電導入や高性能住宅への補助を開始することとしております。この補助申請の受付や申請に必要な書類の調製業務、それから補助に対する環境省の監査等で必要な資料や情報の調整など多大な事務作業が発生することが、既に補助事業を実施している自治体へのヒアリング等で判明をいたしまして、その事務を委託するための補正でございます。この委託料については同じ環境省の交付金で全額充当をいたします。

2 項 2 目 11 節廃棄物処理手数料 27 万 1,000 円は、分別ルールが守られていない混合ごみのごみステーション等に大量に排出されておまして、当初見込みを上回ることから処理手数料不足分を補正するというものでございます。

続きまして 16 ページ、6 款農業水産業費。3 目 18 節農産物販売促進対策事業補助 594 万円。は別の資料をお開きいただきたいのですが、ファイルタイトル 015 補足説明資料の 3 ページから 6 ページに事業の概要が全て掲載されてございます。細かく書いてございますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。これはニセコ町自慢の農産物、それから誇れる景観をマッチングし、観光客等に向けたファーストフードを販売する新たな 6 次産業の取組でございます。取組や仮称「絶景ベジカフェニセコ町」とし、ニセコビュープラザを拠点に、例えばニセコ町産の野菜を活用したサンドイッチなどをお客様が自らづくり、町内の景勝地で食べられるよう取り組むというものでございます。主な経費は商品開発費が 113 万 1,000 円、テラス開発費 171 万円、人件費及び輸送費 16 万 9,000 円、マーケティングプロモーション費 221 万円でございます。現在は 8 月下旬頃からスタートする予定で進めております。

ファイルタイトル 008 にお戻りいただきまして 16 ページ、8 目 14 節電源設備工事 303 万 2,000

円。こちらは令和5年度の繰越事業として予定していた堆肥センター高圧地中開閉器修繕について、電線の資材である銅の単価や人件費の高騰によりまして予算が不足をしたため、補正するというものでございます。なお、既に予算化している繰越予算は執行をせず、令和6年度の今回不足分を含めた全額を改めて補正するという形をとらせていただいております。

その下、10目18節農地利用効率化等支援事業補助737万円。国の予算で実施される当該事業について採択をされたことから、町が間接補助事業者となり歳入歳出を同額補正するというものです。今回は町内3形態の農業機械導入に係る補助でございます。

1目林業振興費の普通旅費6,000円はおがくずを利用した木質燃料のペレットによる木質資源活用を検討するため、伊達市のペレット工場を視察するための旅費を補正するものです。森林の多くないニセコ町においても、未利用材も含めて木質資源を最大限活用することが森林整備に係る森林所有者への金銭的な負担軽減や収入につながると考えております。これにより施業意識も変化し、森林整備意欲の向上が地域林業の振興となるものと考えているところでございます。18節有害鳥獣駆除対策事業補助598万6,000円。昨年の冬から今春にかけて、町内のブドウの苗、お茶の苗、植林用の苗について多大なネズミの被害を受けたということから、これについて鳥獣被害防止対策の一環で支援をするというものでございます。

17ページ、7款商工費1項1目18節商工業振興事業補助23万9,000円。商工会事務局長の給与については、これまで全額道補助により措置をされていたところでございます。令和6年度に商工会職員の定年延長や事務局長人材の確保の観点から、給与体系の見直しが図られることとなりましたが、当初その増額分について北海道補助が措置されるか不明でありました。このほど増額分について北海道補助が措置されるということが確定し、ニセコ町商工会においても事務局長給与を改正することになりましたが、これに伴いましてニセコ町商工業振興事業補助交付金要綱に基づく町の補助が増額補正となるということから補正をするというものでございます。

2目14節ニセコビュープラザ営繕工事20万7,000円。ニセコビュープラザ直売会が使用し、主に事務員が執行にあたっている事務室について、近年の猛暑下では十分な執務環境を維持できないということから、施設管理者としてエアコンを設置し、その改善を図るというものでございます。なお、道の駅プラザにおいて地元農業者・生産者などによる安全安心で高品質な農産物の販売については、御周知のとおり道の駅の大きな魅力の一つとなっているところでございます。その下、五色温泉インフォメーションセンター営繕工事77万円。五色温泉インフォメーションセンターについては受付スタッフが女性1名の日が多く、受付と利用スペースの間に仕切りがないなどのことから、セキュリティ対策を強化するためにカウンターへのパーテーション設置や鍵付きのドアを設置する費用を補正するというものでございます。18節全国フットパスの集いニセコ開催支援事業補助50万円は2021年にニセコ町での開催を予定し、コロナ禍により中止となっていたフットパスの全国大会について、2025年に改めてニセコ町で開催する見込みとなったことから、大会開催準備等に係る支援をニセコフットパス協会に対し行う補助の補正でございます。大会は今年10月頃、熊本県美里町にて開催するという予定でございます。その下、宿泊税導入対応支援交付金2,762万円。今年11月に宿泊税を導入いたしますが、円滑な導入に向けた特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆さんの理解と協力が

不可欠でございます。宿泊事業者の皆さんにあっては、税の徴収に向けて宿泊客への個別説明やシステム改修といった様々な対応が生じることから、その対応支援として交付金を交付するというものでございます。なお、交付の方法は民泊1施設3万円から始まりまして、施設の部屋数に応じて交付金を交付し、最大100室以上の施設で100万円を交付する予定としております。該当施設については、現在のところ189件ほどを予定しているということでございます。

18 ページ、8 款土木費、14 節公営住宅営繕工事 293 万 7,000 円。入居者退居に係る補修、施設の老朽化などのため、3 か所の修繕を行う費用でございます。一つ目は本通団地 2 号棟で、長期入居者の退去による壁や床の補修 64 万 9,000 円。二つ目はのぞみ団地 3 号棟屋根の雨漏り修繕 39 万 6,000 円。三つ目は本通団地集会所の屋根の塗装と窓の雪囲いで 189 万 2,000 円となっております。

19 ページ、10 款教育費、1 項 4 目 18 節昆布小学校 120 周年記念事業補助 10 万円。同校及び昆布地域の一層の充実・発展のための記念事業に対し、協賛の依頼がありました。同校には本町から長年、西富地区の児童が区域外就学をしていることから、協賛に係る経費について補正するというものです。

4 項 1 目 12 節ホームページ作成業務委託料 112 万 2,000 円の減額。こちらは教職員や生徒の意見を取り入れながら、より見やすく閲覧回数が増えるようなニセコ高校のホームページにするため、高校が主体となってホームページの作成ができるよう予算科目を委託料から補助金に切り替えるため、ここでは委託料を減額いたします。その下、ブランドづくりサポート業務委託料 60 万円は、令和 6 年度当初予算にてニセコ高校ブランドづくりサポート業務の委託料を計上していましたが、委託にあたりブランドのビジュアル化の制作費、間接経費等の計上が漏れていたということで補正計上するものでございます。大変申し訳ございません。13 節複写機使用料 13 万 4,000 円は、当初予算にて毎月の基本料金の計上漏れがあったということで、こちらについても大変申し訳ございません、補正をさせていただくということで計上しております。

2 目 10 節修繕料 19 万 5,000 円。まずニセコ高校で使用するハイエースについて、車検で後輪の板バネ部分のひびが分かり、交換のための補正で 10 万円。二つ目は耕運機の走行クラッチが破損し修繕のための補正が 9 万 5,000 円でございます。14 節ニセコ高校校舎営繕工事 1,635 万 8,000 円の内訳でございますが、エアコン設置工事 1,500 万円、その内訳は普通教室が 1 か所 4 教室、職員室が 2 か所、校長室が 1 か所、図書室が 1 か所の計 8 か所の設置でございます。近年の夏場の猛暑に対応するための補正でございます。残りの教室は新年度に改めて予算要求をさせていただきたいと考えているところでございます。内訳の二つ目、高校の総合学科 2 間口に対応するため、校舎内の改修を行う経費でございますが、まず職員室壁の撤去工事、職員数拡張工事でございますが 183 万 7,000 円。図書室の窓ガラス入替工事が 5 万 1,000 円、既に予算化している黒板ホワイトボード化工事は備品購入費で計上するため 80 万 3,000 円の減額。内訳の三つ目、令和 6 年度から設置する当初ニセコ高校英語村と称しておりましたニセコワールドビレッジ、これもまだ仮称でございますが、ニセコワールドビレッジの取組を行うための環境整備費用でございます。図書室書棚撤去工事 19 万 8,000 円、図書室入り口ドア開き勝手変更工事 7 万 5,000 円でございます。17 節一般備品 80 万 3,000 円は先ほど御説明した工事請負費から移動した予算でございます。ホワイトボードのシートの購入でござ



います。

3目7節教育アドバイザー謝礼 20万円。高等学校DX加速化推進事業の一環で、数理AIに関する教育アドバイザーの謝礼でございます。令和6年度高等学校DX加速化推進事業の交付決定を受け、ニセコ高校のDX化を推進しICTを活用した文理横断的な探究を強化する高校としての環境整備のための補正ということでございます。12節放課後起業クラブコンサルティング業務委託料 660万円。これも高等学校DX加速化推進事業として、ニセコ高校のDX化を推進しICTを活用した分離横断的な短期を強化する高校としての環境整備の補正です。13節寄宿舎借上料 21万円。令和6年度北海道市町村立農業高等学校振興対策協議会総会及び研究協議会の宿泊料支援でございます。当該会議がニセコ町を会場に開催されることに伴い、宿泊費の高騰をしているニセコでの参加の宿泊費の一部を支援するというための補正でございます。20ページ、14節ニセコ高校校舎宮繕工事 138万6,000円。多目的ホールの床の張替工事です。こちらも高等学校DX化加速化推進事業の一環として補正するものでございます。17節一般備品 488万9,000円。こちらは放課後起業クラブ実施場所整備の費用でございます。高等学校DX加速化推進事業の一環で整備をいたしますが、内訳としてウッドフィルと呼ばれる活動場所としての小部屋 370万円、5万円の椅子 8脚、テーブル 13万7,500円、棚 2台で 18万600円と 15万900円、PCの充電保管庫 30万円、それから無線投影装置 2万円で合わせて 488万9,000円でございます。その下、教材備品 452万1,000円。動画編集用教材高性能PC動画編集ソフトを含むPC 10台を購入予定です。こちらも高等学校DX加速化推進事業の一環で整備をいたします。18節高等学校教育研究会・協議会参加補助 81万4,000円は教員研修視察旅費でございます。こちらも高等学校DX化の事業の一環でございます。生成AI教育活用キャンプ研修に 3名、関西視察旅費 2名、関東視察旅費に 1名分ということで計上してございます。その下、高等学校教育振興事業補助 112万2,000円につきましては、当初の委託費を減額し、先ほど御説明をいたしました教職員や生徒の意見を取り入れてつくるホームページの作成業務を補助するというもので補正するものです。

4目14節ニセコ高校寄宿舎整備工事 2億792万2,000円。こちらにつきましては令和7年度新寮の整備費でございます。なお、用地確定費用は専決でさせていただいておりますので除いております。令和6年度の新入生受入れで現在の希望ヶ丘寮が満室となっております。来年度も全道・全国から学生を募集するにあたり寮の空きがない状態が予想されることから、令和7年度に新生を迎えるにあたり新寮の建設が必要となったため、その設置費及び関係経費を補正するというものでございます。

なお、財源として過疎債、交付税、交付税措置 7割でございますが、過疎債を充当する見込みということでございます。内訳は建設費が 2億130万円、用地造成費 632万5,000円、物置撤去費 29万7,000円でございます。その下、18節寄宿舎生徒指導事業補助 76万7,000円。舎監業務における宿直の手当でございます。令和6年度に配置している希望ヶ丘寮の舎監について、寮生が増えたことに伴いこれまで舎監が使用していた部屋も学生が使うということになり、別の住居を構えることになりました。そのため、舎監の宿日直手当を支給するための補正ということでございます。

6項2目3節時間外勤務手当 20万円は、来月7月13日から8月18日まで有島記念館を会場に、

行政報告でもさせていただきました紙の展覧会である竹尾ペーパーショーが開催されます。紙の専門商社である株式会社竹尾が1965年から主催する催しで、この開催に伴う館内の一時的な模様替え、それから復元作業等に伴う時間外勤務手当の補正ということでございます。7節青少年絵画展報償金6万7,000円。当該絵画展の審査委員について、外部審査員を1名増員するための費用でございます。8節費用弁償7,000円は同じく当該絵画展の外部審査員1名分の費用弁償の補正です。普通旅費14万3,000円は竹尾ペーパーショー開催のための打合せ旅費2名分でございます。10節消耗品30万円は同じくペーパーショー開催にあたり、作品展示量が多く展示室以外での館内展示を行う必要があるほか、期間中関係者が館に滞在するため、収蔵物等の整理や館内サインの一部修正、移設作業に伴う収納容器ほか消耗品費を補正するというものでございます。食糧費11万円はペーパーショー開催にあたり、展示会の企画構成にあたる原研哉氏と梅原真氏などの来庁歓迎会の開催費用でございます。修繕料55万円もペーパーショー開催にあたり、スポットライトの故障箇所を修繕するというものです。12節デジタルコンテンツ作成業務委託料41万7,000円。これもペーパーショー関連で館の収蔵品及び町郷土資料のデジタル化及びレプリカ作成を行い、ペーパーショーの会場を確保してまいりたいと考えております。当初予算額38万3,000円に今回の補正額を換算し税込み80万円の業務といたします。会期中記念館が収蔵する約40箱分の過去の広報写真プリントについて、ネガを全てデジタル化するという事で置場所の問題を解消し、また使用申請があるものの要望に応えられていない過去の写真のデジタル提供、それから将来の町史編さんに役立てるというものでございます。特別交付税2分の1の対応を予定しているということでございます。その下、有島記念館オリジナルアートプログラム制作業務委託料110万円。令和5年度末に発刊した有島武郎原案絵本「一房の葡萄」を町内外で知ってもらうため、人形劇・書店PR・作者による朗読などを行う子ども向け事業プログラムを開発するための補正ですが、指定寄附を財源とする予定でございます。13節宿舍借上料1万6,000円。これは青少年工房絵画展の新しい審査員1名分の宿泊料でございます。バス借上料24万8,000円は竹尾ペーパーショー来館者や関係者の送迎として借上げます。札幌3往復を予定してございます。14節看板設置工事58万7,000円。ペーパーショーの会期中はブックカフェの営業がテイクアウトのみとなること、また、昨年度記念館の有島タワー側から入館できるようドアの造作を行いました。これを活用し来館者のカフェ利用の利便性を向上させるための看板設置ということでございます。有島記念館空調設備更新工事150万9,000円。ペーパーショーに絡みますが、開期中管理関係者が館に常駐することから、滞り場所となる控室、職員事務所となる旧館長室にエアコンを計2台設置をして空調環境の改善を図るための補正でございます。その下、17節コンピューター機器備品4万8,000円はペーパーショーに絡みまして、展示等に館内Wi-Fiを使用するため、電波の増幅装置を購入するための補正ということでございます。施設管理用備品96万1,000円。ペーパーショーの会期中、常設展示2階の小部屋でも展示事業を行います。当該小部屋は屋根裏で湿度が高く、使用していた除湿器も故障しているため、業務用除湿器を取得するための補正が85万円、また、当初予算でペーパーショーに関連する館内整備のため鉄道コンテナを3個取得する予定でございましたが、さらに収納スペースが不足するため鉄道コンテナを1個追加購入するための補正11万円でございます。18節ニセコ鉄道文化協会補助金352万円。これは鉄道文化協会が転車台を空気圧で動

態保存するための 200 ボルト三相発電機、それから空気圧縮機、空気タンク等の整備に充てる補正で  
ございます。この金額につきましては指定寄附を活用させていただくという予定でございます。

7 項 1 目 17 節体育施設用備品 80 万円。これは町内のスキー振興のために寄附を受けたことに伴  
い、現在行っている幼児用スキー物の無料貸出について購入後 7 年が経過していることから、貸出実  
績の多いサイズを中心に追加購入するほか、関連用品を購入するための補正ということでございま  
す。

22、23 ページにつきましては、給与費明細書の変更を掲載してございます。今回の補正提案で 10  
款教育費の有島記念館に係る職員時間外、それから 4 款衛生費のごみステーション整備に係る会計  
年度任用職員の人件費を補正することから、変更を行うものでございます。

続いて、歳入 6 ページでございます。

15 款 2 項 3 目 1 節脱炭素移行・再エネ推進交付金 550 万円は歳出で御説明しました重点対策加速  
化事業の執行に伴い、必要な事務費に関してその費用全額を環境省の交付金で賄うための歳入補正  
でございます。

5 目教育費国庫補助金、3 節高等学校費補助金の高等学校等デジタル人材育成支援事業補助金 1,000  
万円。こちらは歳出で御説明をいたしました令和 6 年度国の高等学校 D X 化推進事業に伴う補助で  
ございますが、この交付金を受けニセコ高等学校の D X 化を推進し、I C T を活用した文理横断的・  
探求的な学びを強化する高校としての環境整備をするというものでございます。

7 ページ、16 款 2 項道補助金、4 目 1 節農地利用効率化等支援事業補助金 737 万円。こちらは国の  
予算により事業の採択通知があったことから、国が間接補助事業者となりまして歳入歳出を同額補  
正するものです。補助対象となるのは 3 経営体、個人 3 人でございますが、こちらの農業機械導入に  
ついて総事業費 2,824 万 8,000 円に対して 737 万円が間接補助となるという交付でございます。

18 款寄附金、1 項 2 目 1 節指定寄附金 100 万円は 5 月 31 日付でお受けした指定寄附金、有島記念  
館関連での活用ということで補正をするものでございます。その下、2 節企業版ふるさとづくり寄附  
金 71 万 2,000 円は企業名がパタゴニアインターナショナルリンクから 71 万 2,470 円の寄附の申出  
があったことから補正をしたというものでございます。

9 ページ、19 款繰入金、1 項 4 目 1 節公共施設整備等基金繰入金 2 億 4,084 万 5,000 円。  
こちらは今回歳出で御報告いたしました公共施設整備などに充てる基金でございます。まず、旧資源  
ごみ保管庫・水道及び電気自動車車庫の解体で 546 万 7,000 円、高等学校の校舎営繕 1,635 万 8,000  
円、寄宿舎整備工事 2 億 792 万 2,000 円、有島記念館空調設備更新で 150 万 8,000 円、インターナシ  
ョナルスクールのエアコン 959 万円でございます。なお、現在基金で充当をさせていただいておりま  
すが、この後緊防債、特別交付税、過疎債などを活用して基金の繰入については減額していくとい  
う予定でございます。

続きまして 6 目 1 節ふるさとづくり基金繰入金 352 万円。これは鉄道文化協会への補助に充当い  
たします。

10 ページ、20 款 1 項 1 目前年度繰越金 4,775 万 8,000 円は歳入歳出均衡を図るための補正でござ  
います。

11 ページ、21 款 5 項 4 目備荒資金支消金 2,762 万円。宿泊税導入対応を支援交付金の経費として充当するための補正でございます。

最後に、これら令和 6 年度の補正予算につきましては、フォルダータイトル 014 補正予算資料 No. 4、議案第 6 号に係る資料を載せておりますので内容を御確認いただければと存じます。

議案第 6 号については以上でございます。

続きまして、タブレットタイトル 009 をお聞きいただきたいと思います。日程第 22、議案第 7 号 令和 6 年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算について御説明いたします。

令和 6 年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算。

第 1 条 令和 6 年度ニセコ町簡易水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度ニセコ町簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

第 1 款簡易水道事業収益、第 2 項営業外収益、こちらは一般会計からの繰入金や令和 6 年度分の消費税及び地方消費税還付金などを計上してございますが、今回の補正に係る費用を一般会計からの繰入金 31 万 9,000 円で賄います。その下、支出の部ですが、第 1 款簡易水道事業費用、第 1 項営業費用は、維持管理業務にかかる費用や職員給与、また企業会計移行に伴い減価償却費を算入してございますが、こちらに 31 万 9,000 円を追加し、職員の住居手当及び口座振替、手数料増額のための補正をしてございます。

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。(1) で職員給与費として 25 万 2,000 円を増額計上してございます。これは 31 万 9,000 円の増額補正のうち、議会の議決を要する経費変更であります。職員の手当を再計しているということでございます。

令和 6 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

2 ページから 8 ページについては予算の実施計画を掲載してございます。

9 ページから予算の明細書でございますが、11 ページをお聞きいただきたいと思います。1 款 1 項 3 目総係費の住居手当 25 万 2,000 円。こちらは人事異動により住居手当対象職員が上下水道課に増えたというための補正ということです。その下の口座振替手数料 6 万 7,000 円は公営企業の法適用化により、これまで一般会計で負担していた口座振替手数料を企業会計で負担するための補正ということでございます。

10 ページに戻っていただきまして、歳入は他会計から補助金として 31 万 9,000 円。他会計からということですが、一般会計から補正補助をしているということでございます。

議案の第 7 号についての説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第 2 号 ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例の一部を改正する条例の件から、議案第 7 号 令和 6 年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の件までの 6 件は、質疑・討論・採決を 6 月 27 日に行うことにしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号 ニセコ町まちづくり基本条例改正検討委員会設置条例の一部を改正する条例の件から、議案第7号 令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の件までの6件は、質疑・討論・採決を6月27日に行うことに決しました。

◎休会の議決

○議長(青羽雄士君) お諮りします。議事の都合により6月20日から6月26日までの7日間を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、6月20日から6月26日までの7日間、休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(青羽雄士君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、6月27日の議事日程は当日配付いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 大 野 幹 哉 (原本自署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (原本自署)